

Ⅱ 総説

1. 国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン概要

名称

国立療養所長島愛生園保存活用ビジョン-2030 年開園 100 年を目指して-

意義

本ビジョンは、国立療養所長島愛生園将来構想の関連基本計画を、その保存活用基本方針（本書 22 ページ）に基づき具体的に展開する際に参考とすべき基本大綱である。

目的

- ①国指定史跡化及びユネスコ世界文化遺産登録を目指し、長島愛生園が持つ「場所の記憶」の価値を説明するために必要な調査研究を促進すること
- ②長島愛生園がこれまで取り組んできた見学者等の受け入れを①の調査研究結果と国連（SDG s）や博物館学（エコミュージアム）の枠組みも用いて磨き上げ、将来構想基本計画の「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）を創設すること
- ③ ①及び②の調査研究及び取り組みの成果を国際的な制度（ワールド・モノメント・ウォッチ）を用いて拡散し、長島愛生園におけるハンセン病隔離政策の歴史と長島愛生園入所者のレジリエンスの国際的な認識向上及び普及啓発を図ること
- ④長島愛生園入所者の在園生活への影響がないことを前提として、土地や建造物等の現状変更が制限される国指定史跡及びユネスコ世界文化遺産を目指す上で必要な今後の日常保全管理に関する任意の合意として機能させること

関連法令

ハンセン病問題基本法、文化財保護法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）、自然公園法、景観法、漁港漁場整備法、漁業法、港湾法、海岸法、持続的養殖生産確保法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、瀬戸内市文化財保護条例、等

関連理念

国立療養所長島愛生園基本方針、国立療養所長島愛生園将来構想、国立療養所長島愛生園保存活用基本方針（本書 22 ページ）、等

上位計画

瀬戸内市総合計画、瀬戸内市文化財保存活用地域計画、瀬戸内市景観計画、瀬戸内市環境

基本計画、等

関連計画

瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略、瀬戸内市教育大綱、瀬戸内市地域公共交通計画、瀬戸内市過疎地域自立促進市町村計画、NPO ユネスコ世界文化遺産及び世界の記憶登録に向けたロードマップ、等

進捗管理の主体

国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ及び NPO ロードマップ委員会

新たな設置を検討する組織

長島愛生園史編さん準備会

短・中・長期スケジュール

本書 114 ページ（図 22）のとおり。短期として本ビジョンを策定した 2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年、中期として 2024（令和 6）年度から 2029（令和 11）年度の 6 年、長期として開園 100 周年の 2030（令和 12）年以降とそれぞれ設定した。

改定

進捗管理及び学術調査研究の成果に基づき、必要に応じて毎年度末に改定する。

2. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針

※2021（令和3）年2月4日令和2年度第3回国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ（座長：山本典良園長）承認

（1）国立療養所長島愛生園を残す目的

国民のハンセン病に対する偏見差別や誹謗中傷の物証である国立療養所長島愛生園をシンボリックな存在とし、過去の教訓として後世に伝え残す目的は、現在と将来の日本社会がこの地でハンセン病の歴史を知ることによって病気による偏見差別や誹謗中傷を少しでも抑制するためであり、同時に私たち一人ひとりが長島愛生園歴代入所者約7,000人の「同じような思いを決して繰り返して欲しくない」という切実な願いを忘れないよう、この場で誓うためである。

（2）背景

2020年から日本国内で感染拡大し、いまだ終息の兆しを見せない新型コロナウイルス感染症は偏見差別や誹謗中傷、そして風評被害を生み出し、医療、経済、倫理をはじめとするあらゆる面で非常に由々しい事態を生み出している。ハンセン病の歴史を90年に渡り刻む国立療養所長島愛生園としては、ハンセン病の反省が全く活かされていないと言わざるを得ない。

人類の歴史は感染症の歴史でもあり、隔離施設が設けられた例もあるがコレラ、結核、H I Vなど偏見差別や誹謗中傷を生み出した歴史が大規模な場所として残っている例はほとんどない。

将来的に幾度も被り得るこのような事態を回避すべく、今回の新型コロナウイルス感染症の教訓として長島愛生園の歴史的建造物等を後世に残すことで、長島愛生園はコロナ後の日本社会共有の教育資源としての側面をこれまで以上に高め、偏見差別や誹謗中傷を生まない日本社会の実現に寄与できる。

（3）依頼

上記基本方針に基づく具体的な保存活用ビジョンを提案されたい。

3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する一般的な枠組み

2020（令和2）年11月20日、国立療養所長島愛生園は開園90周年を迎えた。記念式典は新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じた上で開催され、記念誌及び機関誌「愛生」記念号も発刊された。全ての関係者はコロナとハンセン病の病気の違いを認識しつつも、21世紀の日本で蔓延する感染症に起因した偏見や誹謗中傷に過去のハンセン病に対するそれを想起すると同時に、10年後には開園100周年を迎える2030年の長島愛生園像を意識したと思われる。

次の10年は入所者の終の住処としての長島愛生園の役割は益々増す一方、施設の保存活用については入所者の声を直接聞くことが現状以上に困難になると予想される。全ての利害を有する関係者（ステークホルダー）が、長島愛生園の「場所の記憶」の継承に向けて計画的に行動する必要がある。

一方、100年という時間の経過のみをもって長島愛生園に何らかの文化財的価値が存在することを説明することにはならない。しかしながら、国立第一号のハンセン病療養所である長島愛生園を迎える100年は世間の耳目を集めることが必至であり、長島愛生園の保存活用について2030年までを中期的な目標に定めることには合理性が認められる。入所者数が不可逆的に減少し、直接その体験を聞くことが叶わなくなる状況下で長島愛生園が持つ「場所の記憶」がどのような形で継承されているのか、未来につながる過去をどのような具体的プログラムで学ぶことができるのか、それらの持続性と発展性は担保されているのか等について社会から一定の評価が得られねば、長島愛生園の永久保存形態としてNPOが調査を進めるユネスコ世界文化遺産への登録は実現しない。

そこで、2030年の開園100周年を目指して国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れの現状（本書13ページ以降）を踏まえ、SDGs及びエコミュージアムという一般的な枠組みも通じて保存活用基本方針（本書22ページ）の実現に寄与する「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設の方向性を本ビジョンの中核として提案する。これは、長島愛生園将来構想の基本計画とも整合する具体的な保存活用コンセプトである。

3-1. SDGs の内容とその動向

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際社会共通の目標である。17の分野別の目標（Goals）と各目標に付随する169の達成基準項目（Targets）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも政府のみならず地方自治体や民間企業も積極的に取り組んでいる。

17の分野別の目標（Goals）は以下のとおりであり、下線を付したものが本ビジョンの実現を目指す上で関係が深い目標である。

1. 貧困をなくそう (No Poverty)
「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」
2. 飢餓をゼロに (Zero Hunger)
「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」
3. 人々に保健と福祉を (Good Health and Well-Being)
「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」
4. 質の高い教育をみんなに (Quality Education)
「すべての人々へ包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」
5. ジェンダー平等を実現しよう (Gender Equality)
「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」
6. 安全な水とトイレを世界中に (Clean Water and Sanitation)
「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」
7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに (Affordable and Clean Energy)
「すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」
8. 働きがいも経済成長も (Decent Work and Economic Growth)
「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」
9. 産業と技術革新の基礎をつくろう (Industry, Innovation and Infrastructure)
「強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び技術革新の推進を図る」
10. 人や国の不平等をなくそう (Reduced Inequalities)
「各国内及び各国間の不平等を是正する」
11. 住み続けられるまちづくりを (Sustainable Cities and Communities)
「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」
12. つくる責任 つかう責任 (Responsible Consumption and Production)
「持続可能な生産消費形態を確保する」
13. 気候変動に具体的な対策を (Climate Action)
「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」
14. 海の豊かさを守ろう (Life Below Water)
「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」
15. 陸の豊かさを守ろう (Life on Land)
「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」

16. 平和と公正をすべての人に (Peace, Justice and Strong Institutions)

「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」

17. パートナリーシップで目標を達成しよう (Partnership)

「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する」



次に、下線が付された本ビジョンの実現を目指す上で関係が深い目標 3、4、10、11、16 の概要と日本による近年の取り組み、各目標に付随するより詳細な達成基準項目 (Targets) を示す。

a. SDGs 目標 3：人々に保健と福祉を

本目標は、妊産婦や乳幼児の健康を確保し、感染症を抑制し、すべての人々が医療や保健サービス、医薬品にアクセスできることを目指すものである。

この目標を達成する取り組みとして、日本政府はグローバルヘルス技術振興基金 (GHIT) 及び国連開発計画 (UNDP) を通じた顧みられない熱帯病 (NTDs)、結核、マラリアの医薬品の研究開発及び供給支援や、我が国とアフリカ諸国の大学等研究機関における NTDs の予防、診断、創薬、治療法の開発、成果の社会実装、共同研究を通じたアフリカの若手研究者の人材育成を行っている。

【達成基準項目 (Targets) 】

3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び (ハンセン病を含む) 顧みられない熱帯病 といった伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。

b. SDGs 目標 4：質の高い教育をみんなに

本目標は、教育が貧困削減を持続的に展開する上で大きな役割を果たすという観点に立ち、全ての人々が就学前教育から高等教育、更には生涯学習に渡り質の良い教育にアクセスできることを目指すものである。

この目標を達成する取り組みとして、国内では持続可能な開発のための教育 (ESD) が推進されている。ESD は、「持続可能な社会の創り手」を育成することであり、SDGs のすべてのゴールの実現に

寄与する。ESD の推進拠点であるユネスコスクールのネットワークや ESD 実践者を育成・支援する ESD 推進ネットワークの強化、教職員向け研修や学校現場における「ESD 推進の手引」の活用等が行われている。

また、日本政府は国連児童基金（UNICEF）を通じて全ての子どもたちの権利が守られる世界の実現のために、保健、栄養、水・衛生、教育、子どもの保護、社会的包摂、ジェンダー平等・女性のエンパワメントの分野での人道・開発支援を展開している。

【達成基準項目（Targets）】

4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

c. SDGs 目標 10：人や国の不平等をなくそう

本目標は、貧富の差や差別、移民などの解消及び解決を目指すものである。

この目標を達成するための取り組みとして、国内では 2016 年に「障害者差別解消法」が施行された。本法律は全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としたものである。また、障害者の雇用を促進する障害者雇用促進法も改正され、官・民間問わず障害者が働きやすい環境や全ての労働者にとって働きやすい場を作ることを目指す内容となっている。

【達成基準項目（Targets）】

10.3 差別的な法律、制作及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。

d. SDGs 目標 11：住み続けられるまちづくりを

本目標は、特に貧困層、女性、子供、障害者、高齢者などの脆弱な立場にある人々の保護に重点を置き、すべての人々が安心・安全で快適な暮らしを享受できることを目指すものである。国際条約の中では、障害を抱える人々が平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認め、あらゆる文化的作品、活動、サービスを享受する機会の確保を掲げるもの（障害者権利条約）や、すべての人々が平等に文化的生活に参加するための権利を掲げるもの（世界人権宣言、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、人種差別撤廃条約）などが謳われている。

この目標を達成するための取り組みとして、国内では 2018 年には 29 の自治体を「SDGs 未来都市」に選び、自治体による SDGs の達成に向けた持続可能なまちづくりに関する取り組みを推進している。その中でも川崎市（2019 年選定）は 2030 年の目標達成に向けて、女性、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁が存在することを課題の一つとし、さまざまな差別をなくし多様性が尊重される地域社会の実現に向けた取り組みを推進している。

【達成基準項目（Targets）】

11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂型かつ

持続可能な人間居住計画・管理の能力を促進する。

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。

11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

e. SDGs 目標 16：平和と公正をすべての人に

本目標は、世界中の人たちが差別されことなく、暴力を受けることなく、災害や紛争に苦しむことなく、安全で安心な生活を送り、同じ立場で公正に話し合い、助けあうことで一緒に世界平和の実現に取り組むことを目指すものである。

この目標を達成する取り組みとして、国内では 2018 年に日本政府は「子どもに対する暴力撲滅行動計画」を策定し、関係府省庁が連携して子どもへの虐待、性的搾取、いじめ、体罰撲滅のために必要なシステムや体制の充実化、再犯防止措置の徹底、指導の充実化等の取り組みが進められている。

【達成基準項目（Targets）】

16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。

16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。

16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。

16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

なお、岡山県備前県民局（地域政策部地域づくり推進課）は 2021（令和 3）年度に管内に所在する閑谷学校（備前市）、犬島（岡山市）に長島愛生園を加えて、これらの歴史や文化に触れて SDGs を主体的に学び考えることができる教育旅行体験プログラムを作成している。

<https://www.pref.okayama.jp/page/731879.html>



3-2. エコミュージアムの内容とその動向

エコミュージアムは、1970 年代に国際博物館学会（ICOM）の会長であったフランスのアンリー・リビエール氏によって構想された新しい博物館学の考え方であり、その用語は生態学（Ecology）と博物館（Museum）という 2 つの言葉を組み合わせた造語で、人間と環境との関わりを扱う博物館として考案されたものである。仏語ではエコミュゼ（Ecomusée）である。これまでの博物館のように資料を集めて建物の中で保存や展示をするのではなく、ある文化圏を構成する人々の生活やその地域で受け継がれてきた自然、文化、社会環境をそのまま現地において保存し、展示する野外博物館である。その運営は住民参加を原則とし、行政と協働によって行われる。

エコミュージアムは、対象とする地域内に「コア」と呼ばれる拠点施設と自然・文化・産業などの現地で保存された展示施設「サテライト」を設け、これら「コア」と「サテライト」を相互につなぎ地域の魅力の再発見へと導く小径「ディスカバリートレイル」が来訪者に地域をより積極的に理解できるよう促すシステムである。

エコミュージアムは、地域の代表的・象徴的な文化遺産だけではなく、地域全域にわたり、地域住

民一人ひとりの思いや知識までも地域遺産として捉え活かし、地域ならではの特徴を見出そうとする取り組みである（チョン・イルジ）。

エコミュージアム発祥の地ともいえるフランスの「アルザスのエコミュージアム（Ecomusée d'Alsace）」は、卓越した建築物や自然遺産で構成されており、来場者はイベントや自主活動を含めて 1920 年代初頭のアルザス地方を体験できるフランス最大の野外博物館である。アルザス地方の農村建築や工房など 70 棟を集め、19,20 世紀の農作物を利用した産品づくり、鍛冶屋や木工所の職人作業を見学及び体験できる。同エコミュージアムは、1971 年に伝統的なアルザスの建築遺産が危機に瀕していることに鑑み、主に歴史学と考古学を専攻する学生によってこれらの維持保存を目的とした組織が設立されたことに由来する。当地での維持保存が困難となり、彼らは移築して野外博物館として再建できる地（アルザス地方ミュルーズから 14 キロ北の町（ungersheim））を確保し、1981 年に最初の建造物（the labourer's house of Koetzingue）の移築を実現した。1984 年にかけて 19 の建造物が移築され、一帯はアルザス地方の主要な建築形式を示す場となり、同年 6 月にエコミュージアムとして正式にオープンした。初年には 7.5 万人の来場者を記録するとともに、アルザス地方の人々からは家具や衣服、文書資料や写真が寄付され、移築された建造物の内部を飾ることとなった。2006 年には運営組織（アソシアシオン）が破綻し、裁判所の管理下で人員整理等がなされたが、2007 年アソシアシオン「アルザスのエコミュゼ」が新たな運営組織となり、現在に至る。

アルザスのエコミュージアム（Ecomusée d'Alsace）

<https://www.ecomusee.alsace/en/>

一方、日本国内のエコミュージアムは本来の趣旨とは異なり、農山間地帯や鉱山地帯といった地域的性格を明確に示す、地域における主要な特徴のみに焦点が当てられたものや、行政区域の中の歴史や民俗、自然など、学芸員のそれぞれの専門分野の範囲内に限定したもの、またエコミュージアムの仕掛け人による限定された視点に基づく記憶を掘り起こしたに過ぎないものがほとんどであるという。またそれらの掘り起こされた記憶や地域遺産を単に観光ルートによってつなげて案内する程度のもものも存在し、地域全体にわたるストーリーづくりというよりは、来訪者の視点に立った現地体験を重視したものが多い傾向にあるという。

フランスでは 1980 年に「エコミュージアムの組織原則」（エコミュージアム憲章）を制定し、文化省による承認制度が導入されているが、日本ではこれに類した公的な制度は存在しない。

文部科学省が概ね 3 年に一度実施している社会教育統計（いわゆる、社会教育調査）の直近結果（平成 30 年度）によると、野外博物館数は 107 で全博物館数（登録・相当・類似）5,738 に占める割合は 2%未満であるが、山形県朝日町や「阿蘇たにびと博物館」での取り組みが有名である。

日本エコミュージアム研究会（Japan Ecomuseological Society）

<http://www.jecomms.jp/>

3-3. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針とSDGs 及びエコミュージアム、「人権学習の場・長島愛生園」(仮称)との親和性

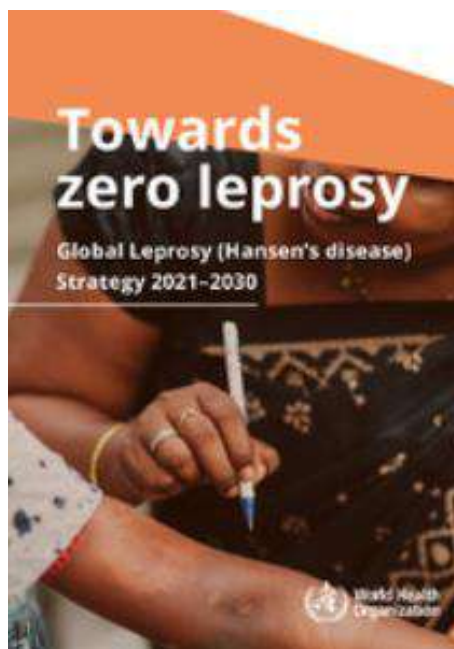
(1) SDGs との親和性



本書 25 ページ記載のとおり、SDGs 目標 3 の達成基準項目 3.3 には「顧みられない熱帯病」(Neglected Tropical Diseases, NTDs) の根絶・制圧(感染の中断)が掲げられている。NTDs は世界保健機関(WHO)が指定したジャーガス病や住血吸虫症、狂犬病や疥癬等の 20 の疾患群である。NTDs は主に貧困層に影響を与え、貧困との相関関係が非常に深いため、「顧みられない人々の病気」とも呼ばれている。不利な立場に置かれた人々の間で患者が集中しており、世界から関心が向けられず、放置されてきた。

三大感染症(HIV/エイズ・結核・マラリア)等と比べ世界から関心が向けられず十分な対策がとられてこなかった。これは先進国における治療薬需要の少なさに起因するものだった。一方で、NTDs の多くは衛生環境・住環境の改善や、適切な予防、治療サービスにより制圧が可能とされ、その予防・治療の費用対効果も高いことが指摘されている。近年になり NTDs の感染人口が 10 億人以上にのぼるという認識の下、対策支援の国際的機運が高まっている。

そして、世界中で年間約 20 万人の新規患者が発生しているハンセン病もこれら 20 の NTDs に含まれている。WHO は Zero Leprosy を目指して 2020 年 10 月に「Global Leprosy Strategy 2021-2030」(以下、「ストラテジー」という。)を発表し、SDGs の達成への寄与を目指した以下の 4 本柱をハンセン病制圧(感染の中断)に向けた中核に据えている。



<https://apps.who.int/iris/handle/10665/340774>
(閲覧日: 2022 年 3 月 15 日)

- (i) ハンセン病がエンデミックとして蔓延している全ての国は、統合された国主導の Zero Leprosy に向けたロードマップを実施すること
- (ii) ハンセン病予防と積極的な患者発見を同時に行うこと
- (iii) ハンセン病とその合併症を管理し、新たな障害を予防すること
- (iv) スティグマと闘い、人権が尊重されるようにすること

更にストラテジーは、柱 (iv) の実現のためのカギとなる要素を 5 つ示し、以下のとおり述べている。

- ① (2011 年国連総会で採択された)「ハンセン病患者及び回復者とその家族に対する差別撤廃のための原則と指針」の採用
- ② ハンセン病患者ネットワーク・組織の包摂
- ③ 差別的な法の廃止・改正

④コミュニティにおけるハンセン病関連スティグマの軽減及び監視に向けた介入とプロセス

⑤社会的支援とリハビリへのアクセス

ハンセン病患者及び回復者とその家族に対する偏見と差別は、歴史に刻まれるほど古い。その影響には、社会的排除、収入の損失、医療や教育へのアクセスの低下、精神的な幸福の低下が含まれる。信念や偏見を変えるのは簡単ではないが、学童や生徒の方が成人より行動や態度の変容を促すメッセージへの受容性は高いだろう。コミュニティにおけるハンセン病への偏見の軽減は、ハンセン病の早期発見を促し、受診や治療の遵守、セルフケアの実践を向上させる。

このように、ストラテジーはハンセン病制圧（感染の中断）のためには患者の早期発見と早期治療により後遺症を抱える人々を減少させることを目標としつつ、そのためには同時にハンセン病に対するスティグマを軽減せねばならないとし、成人層より若い世代へのスティグマ撤廃に向けた普及啓発の方が実効的であると示唆する。

ここで改めて「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）が掲げるべき使命（ミッション）を考えると、保存活用基本方針（本書 22 ページ）に謳われているように長島愛生園に入所したすべての患者、元患者、入所者が受けた偏見差別や誹謗中傷の歴史を教訓とし、正しく承継することで現在と将来の日本社会だけでなく国際社会に向けて人権の普遍的価値を絶えず提唱し、ハンセン病のみならず病気に対する偏見差別や誹謗中傷の抑制・撤廃につながるように働きかけることである。SDG s の目標 3 にはハンセン病が含まれており、ストラテジーがハンセン病に対するスティグマの撤廃がハンセン病の制圧（感染の中断）に繋がるとしている。よって（必ずしも限定する必要はないが）若い世代が「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）で学び、偏見や差別、スティグマの撤廃に向けたコミットメントを示すことは目標 3 の達成に直接的に寄与すると考えられる。

また目標 4、10、11、16 の達成にも間接的に貢献するため、「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）と SDG s の親和性は非常に高く、SDG s は本ビジョンの柱の一つになり得る。（そして、これは偶然ではあるが SDG s 達成目標時期と長島愛生園開園 100 周年は同じ 2030 年である。）

個人に焦点を当てた場合の SDG s の根本的な目標は、持続可能な人間社会の実現のために個人の行動を促すことにあるとされる。例えば、長島愛生園納骨堂が過去の反省と慰霊のみでなく、偏見や差別のない将来への誓いのために手を合わせる場となれば、「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の使命（ミッション）が SDG s を通じて達成されつつあるとみなすことができるだろう。

最後に、長島愛生園入所者のことばを借りれば、この使命（ミッション）に基づき期待される個人の行動は、以下に集約できる可能性を指摘する。

ハンセン病はなくなることがあっても、どのような別の “悲しき病” に、人間はみまわれるかも知れない。

だが、“悲しき政策” はなくすることができなくてはならない。それは人間じしんの手になるものであるからである。（島田等「隔絶の里程」後記、長島愛生園入園者自治会、昭和 57 年）

（２）エコミュージアムとの親和性

「ある文化圏を構成する人々の生活やその地域で受け継がれてきた自然、文化、社会環境をそのまま現地において保存し、展示する野外博物館」というエコミュージアムの定義は、歴史館が開館した2003年以降、普及啓発のための見学コンセプトとしている「歴史回廊」にて既に実践されている。

また、神谷書庫にて保存されている「写真画報 長島愛生園」（1954（昭和 29）年 9 月発行）には、図 02（本書 32 ページ）のとおりに「長島愛生園案内図」が掲載されており、「社会の理解を望む」と題して以下のとおり記載されている。

愛生園の姿は、大体以下に誌す通りであるが、『癩は決して遺伝ではない。癩は慢性の伝染病だ』と繰返して強調したい。（中略）百聞は一見にしかず、正しい理解がもたれるように望んでいる。私（本書注：解説者（職員））は、患者のひとりでも多くが護られ、また救われるように、また、心身の穏やかな良き働き手がどうか島に多く来て、社会の人々の温かい手がさしのべられるように祈っている。

このように、1953（昭和 28）年のらい予防法闘争を経ても予防法は温存されることとなったものの、その直後から長島愛生園ではハンセン病の正しい理解を求める手段として来園と見学を「百聞は一見にしかず」と社会に訴えており、これは今日の施設見学・研修受け入れの伝統の始点ととらえることができる。この伝統は、エコミュージアムという博物館学上の概念こそ用いられていないものの 70 年を経て今日に受け継がれているとも云えるのではないだろうか。

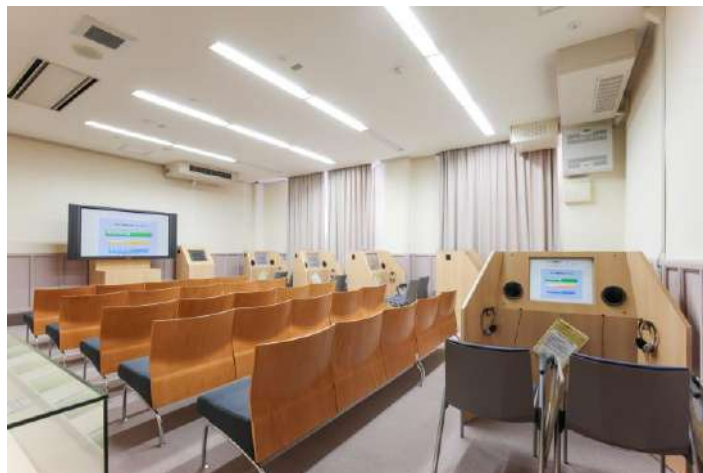
そこで、その言葉を前面に出すかどうかは別として、「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けてエコミュージアムという概念を用いた長島愛生園の磨き上げは非常に有効であると考ええる。

長島愛生園におけるエコミュージアムを構成する施設等の候補は以下のとおりである。

①拠点施設「コア」

・長島愛生園歴史館

学芸員による解説という団体向け学習は学校教育や社会教育の場であり、個人がそれぞれの興味・関心に基づき学びを深めることができる展示や入所者証言映像は生涯学習の場である。長島愛生園側から積極的なアプローチを展開できる人々が集う場であり、「コア」の中枢を占める施設である。



歴史館 2 階第 2 映像室

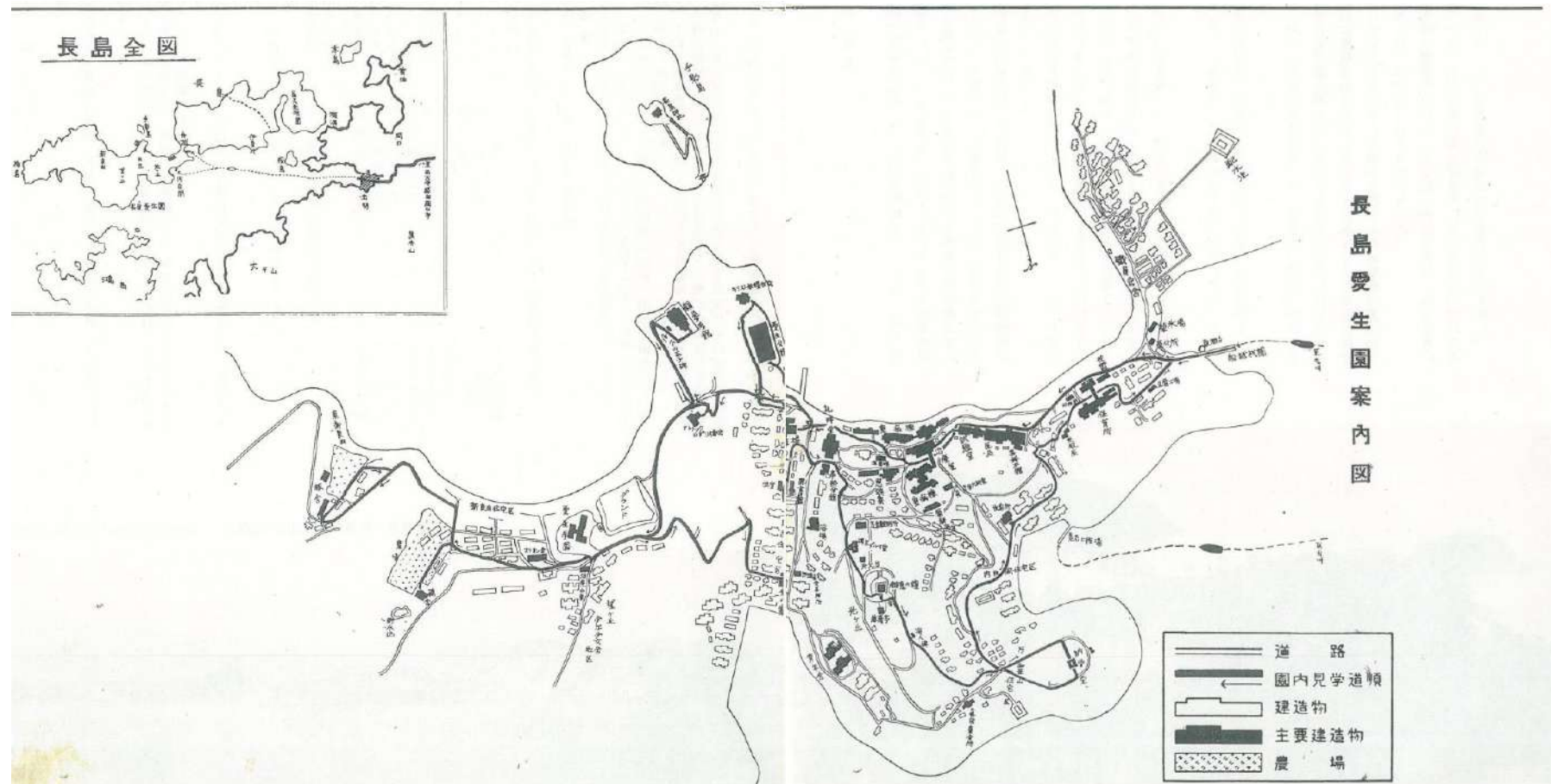


図 02 長島愛生園案内図（昭和 29 年）

・交流会館

詳細は3-4. (本書 37 ページ以降) 記載のとおりだが、こちらも長島愛生園側から積極的なアプローチを展開できる人々が集う場であり、「コア」の中核を占める施設として運用すべきである。

・旧福祉課棟内「喫茶 さざなみハウス」

愛生園福祉課が総合診療棟内に移転し、空いたスペースを利活用する形で 2019 (令和元) 年 7 月にオープンした。1931 (昭和 6) 年 3 月 27 日に開拓患者 85 名が上陸した地点 (本書表紙裏写真) の真上に位置する。運営は入所者自治会から委託を受けた一般社団法人が行っている。入所者が訪問者や見学者とコーヒーや食事をとりながら交流するスペースではあるが、窓から広がる景色や提供されるメニューが報道され、これまで長島愛生園を認識していなかった人々が訪れる契機となっている。30 歳代以下や子ども連れの来店者も多く、SNS や口コミで喫茶と長島愛生園を拡散している。歴史館との間の人流も確認できる。

喫茶内には主に昭和 40 年代以降の「愛生」誌バックナンバーが常設されており、来店者は飲食の合間に自由に「愛生」誌を手に取りながら、長島愛生園の歴史に触れることができる。喫茶による「愛生ヲ読ム会」も定期的に開催され、こちらでは参加者がその感想等を語り合えるようより積極的なアプローチが取られている。「愛生」誌の読み方のコツを掴み、お気に入りの「作家」を見つけ、その作品を追いかけるとページをめくる者もいるとのことである。

また、プロの音楽家がかつて盲人会に存在した「青い鳥楽団」を長島愛生園に滞在して調査し、その楽曲を再現するオマージュ演奏会も開催されている。

「喫茶 さざなみハウス」は喫茶店としての基本機能のみならず音楽や芸術、文芸を入り口として人々が長島愛生園と入所者の歴史を体感し、継承する契機を提供する場となりつつある。これまでハンセン病問題への関心がなかった人々が長島愛生園を訪れ、歴史館や園内の「ディスカバリートレイル」を経て「サテライト」へ足を延ばす拠点となる可能性も秘めた施設であり、かつ本格的な飲食の提供も可能なことから見学者の滞在時間の延長と利便性の向上を図ることもできる。

「喫茶 さざなみハウス」は、エコミュージアムにおける「コア」の有力な候補である。



愛生ヲ読ム会



青い鳥楽団オマージュコンサート

②自然・文化・産業などの現地で保存された展示施設「サテライト」

展示施設であるため、原則は長島愛生園内の建造物がその候補となるが、構造物や農地跡にも可能性がある。本説 5.（本書 103 ページ以降）記載の長島愛生園史編さん作業にて、個別建造物等の調査を通じて磨き上げを図り、その来歴や機能の解明を進めるとともに当時の関連するモノ資料を展示できれば「サテライト」としての役割を果たすこととなる。

また、個別機能の時代別変遷を伝える物証を繋ぐというコンセプトを打ち出すことも一つの案である。例えば、住宅の変遷を示す建造物としては戦前の十坪住宅と戦後の新良田教室女子寄宿舍、そして現在稼働中の一般舎がある。共同浴場は旧日出浴場（登録有形文化財）から新良田浴場、そして現在稼働中の浴場が複数ある。逆に時代により物証に付与された機能が変遷した例としては、新良田治療分室や旧洗濯場（登録有形文化財）がある。

これらの多くは老朽化しており、かつ国指定史跡化を目指す上ではまずは現状を保全する措置を講ずることを優先すべきではあるが、「サテライト」としての役割の可能性を意識しておくことは有益である。



共同浴場の変遷（左から旧日出浴場・旧新良田浴場・望ヶ丘浴場（稼働中））

③「コア」と「サテライト」を相互につなぐ小径「ディスカバリートレイル」

有史来、人間がヒトとモノの移動のために築いてきたのが道である。ヒトとモノの移動は文化の交流もたらし、シルクロードの一部や紀伊山地の霊場を結ぶ参詣道は世界文化遺産に登録されている。

一方、長島愛生園内に広がる道は時代により求められた園内各地の機能をつなぐインフラでもある。その先々や途中には長島愛生園と入所者の歴史を物語る機能の痕跡が残されている。これらの道の大部分が入所者による患者作業で築かれたものである。長島愛生園内の道を見学者等が自らの足で園内の道を歩くことは、拠点施設「コア」で得た知識を展示施設「サテライト」で確認し、自ら新たな問いを立て、入所者の日々の療養生活をイメージしながらその答えを探求する道程を提供する重要なコンテンツである。コミュニティの面的な広がりやアップダウンのある島特有の地形は、自動車で「コア」や「サテライト」を訪れるのみでは体感できない。長島愛生園内の道を歩くことのエコミュージアム概念における「ディスカバリートレイル」の意義はこれらの点に求めることができる。

段畑の痕跡である石垣、作業小屋、野壺（肥壺）が残る農地跡は「サテライト」と「ディスカバリートレイル」の機能を兼ね備えていると云える。



報国農園への道



少年農園から紀元 2600 年碑への道



一朗道



一朗道の脇の旧道



浪花道路



少年農園の道



相愛の磯への道



日新道路



曙団地と新良田の分岐



新良田から相愛にかけての
相愛道路に残る
石垣・野壺・小屋



3-4. 交流会館整備

2000（平成 12）年 7 月竣工の善兵衛田の旧病棟（RC 造 2 階建 延床面積 2,295 ㎡）は、2018（平成 30）年 5 月に竣工した総合診療棟にその機能が集約されたため、現在は非稼働施設となっている。長島愛生園では躯体はそのまま残し、2022（令和 4）年度から最大 50 名が宿泊できる交流会館（宿泊研修施設）にリノベーションして活用する計画である。

該リノベーション設計図による主な施設は以下表の通りである。なお、以下表の床面積は NPO 事務局が該設計図に基づき計算したもので、あくまで参考値である。

主な施設	延床面積（㎡）	備考
大会議室（1 階）	198.00	定員 123 名
中会議室（1 階）	93.00	定員 49 名
小会議室（1 階）	41.23	定員 10 名
研修室 1（1 階）	96.85	定員 27 名（オープンスペース）
研修室 2（1 階）	52.70	定員 10 名（個別ブース）
管理室（1 階）	24.14	
宿泊室（1 階）	200.85	4 室
1 階延床面積合計	1,143.96	
共同台所・食堂（2 階）	63.00	20 席
共同浴室（2 階）	73.05	2 室
宿泊室（2 階）	710.58	18 室
2 階延床面積合計	1,170.11	
延床面積	2,314.07	



リノベーションを待つ旧病棟（2021 年 10 月撮影）

該リノベーションを経て、長島愛生園がどのような層に具体的な学習プログラムを提供できるかは「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に向けて大きな意義を持つと予想される。今後関係者での議論を期待するが、本ビジョンとして以下のとおり提案する。

①夜間の学習プログラム

宿泊が可能となれば夜間も学習が可能となる。長島愛生園と入所者の歴史は陽のある昼と陽が沈み、そしてまた登るまでの夜が日々繰り返して紡がれてきた。ある意味、これまで見学者はその半分のみを部分的に体感できていたに過ぎないと云える。時には年代を超えて繰り広げられた夕食の団らん、夫婦舎での会話、夕食後の少年少女の語らい、明日の準備をしての就寝、夕刻から熱を帯びて深夜にまで及んだ会合、夜間も繰り広げられた長島事件やらい予防法闘争の熱気、天文台で望遠鏡を覗く、家族友人に文を書く、文芸作品を創作する・・・夜の帳が降り、対岸の虫明や小豆島にあかりが灯った後の夜間にもこの地の歴史は紡がれたのである。交流会館の整備は、様々な長島愛生園の歴史における「夜」に特化したプログラムを提供できる可能性を秘めている。

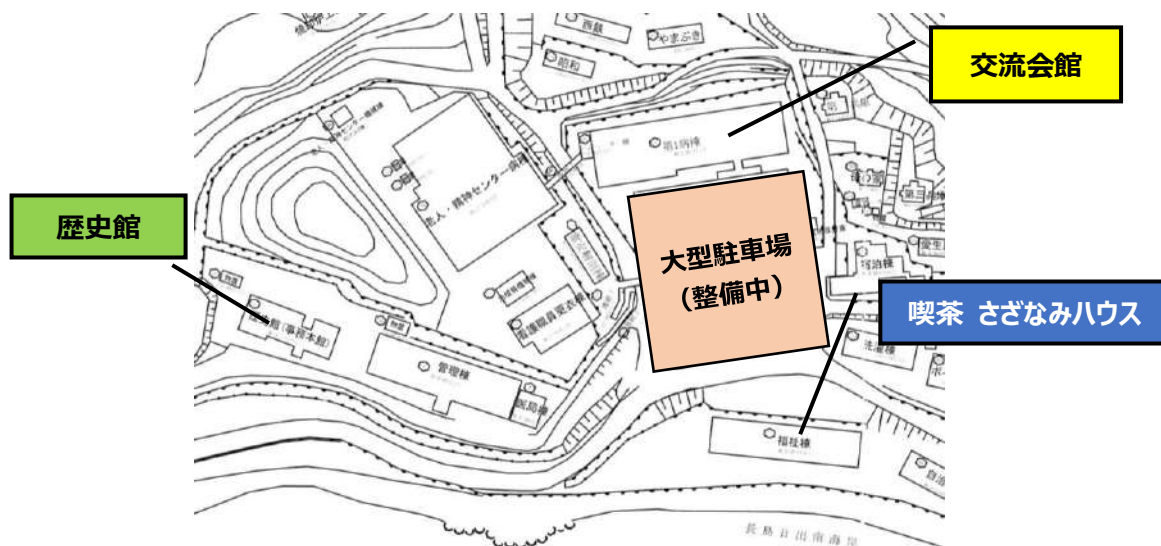
②エコミュージアム概念における拠点施設「コア」としての機能

3-3.の（２）（本書 33 ページ）記載のとおり、該交流会館はエコミュージアム概念における「コア」として機能する可能性が非常に高い。園内の「ディスカバリートレイル」や「サテライト」へ向けてのベースキャンプとなる。「コア」もそれぞれに異なる役割を付与することで、それぞれの特徴を発揮することができるだろう。例えば、歴史館を最もオフィシャルな「コア」とし、喫茶 さざなみハウスは最もプライベートな「コア」とした場合、研修室も含めた交流会館はそれらの中間に位置する「コア」と位置付けることができる。

③規制と災害時対応の必要性

このように交流会館整備は「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に向けて大きな可能性を持つ一方で、夜間に外部からの見学者等を受け入れることが入所者の在園生活に影響をもたらしてはならない。とりわけ、入所者のプライバシーに配慮し昼間以上に居住地区への立入の禁止を徹底する必要がある。

また、火災や自然災害（豪雨、高波、地震とそれに伴う津波）が発生した際の見学者等の避難に関するマニュアルの作成と定期的な訓練の実施が必要となることは言うまでもない。



エコミュージアム概念における拠点施設「コア」候補の位置図

3-5. ワールド・モニュメント・ウォッチ（WMW）登録推進

（１）ワールド・モニュメント財団

ワールド・モニュメント財団（World Monuments Fund、以下「WMF」という。）は1965年にアメリカで設立された非営利民間組織であり、本部はニューヨークに設けられている。日本代表部は神奈川県横浜市に設けられ、代表は稲垣光彦氏が務める。

WMF は、国や文化の枠を超え歴史的建造物等の文化遺産を保護・保存することを目的とし、世界各地で政府等の公的機関及び民間のパートナーと協力して、経済的・技術的支援活用や普及教育活動を展開している。設立後の最初に手掛けた大規模プロジェクトは 1966 年の大洪水で被害を受けたヴェネチアの建造物 25 点の修復で、以後今日までにアンコール遺跡等世界的に有名な歴史的な文化遺産のみならず、モダニズム建築やその地域社会以外には知られていない多くの遺産の保護・保存も行ってきた。

WMF 日本での活動実績は以下のとおりである。WMW については（２）で述べる。

名称	内容	WMW 選定	修復期間
尼門跡寺院	京都・奈良に 13 ヶ寺残る修復・保存	なし	2003～2008
鞆の浦	坂本龍馬ゆかりの旧魚屋萬蔵宅の修復・再生	2002・2004	～2004
京町家	京都の伝統的木造都市住宅「京町家群」の WMW 選定を受けて始動	2010・2012	2010～1018
東日本大震災	復旧プロジェクト	2012・2014	2014～現在
小彦名神社参籠殿	昭和初期に建てられた懸け造り様式建築の修復	2014	～2015
旧香川県立体育館	丹下健三によるつり屋根構造の日本のモダニズム建築	2018	～現在
熊本地震被災熊本城下町	復旧プロジェクト	なし	～2020
稲荷湯	付帯建造物をカジュアルな集会所に改修し、銭湯が本来持っている人との交流を促進する役割を磨き上げる	2020	～現在

（２）ワールド・モニュメント・ウォッチ

ワールド・モニュメント・ウォッチ（World Monuments Watch、以下「WMW」という。）はアメリカン・エクスプレスを設立スポンサーとして 1996 年より隔年で実施されている WMF の主要事業の一つである。「緊急に保存・修復などの措置が求められている文化遺産」の世界中からの申請を受け、選考しリスト化した後に広く世界中に配信し保護活動の必要性を訴える「文化遺産ウォッチ」プログラムである。WMW に登録されることにより自動的に WMF からの資金提供が確約される訳ではないが、上記表が示すとおり事実上の条件になっていると云える。

WMW の対象は古代から現代までのあらゆる時代の文化遺産である。考古遺跡や一般の建物、商業又はレジャー施設、住居、宗教関係の建物及び史跡、工学・産業構造物、庭園や公園、文化的景観、都市景観、又は歴史的市街地全体等が含まれる。必ずしも記念碑的な文化遺産である必要はないが、人類共通の歴史において重要性を持つものとする。

登録基準は、基本的な総合的登録基準とタイムリーに設けられる選択的登録基準で構成される。既に推薦は締め切られているが、直近 2022 年の登録基準は以下の通りである。

①総合的登録基準

- ・文化遺産としての文化的重要性
- ・緊急、ないしタイムリーな行動の必要性又は機会
- ・提案された手法の実現性

②選択的登録基準

・過小評価されてきた文化遺産

- ・気候変動
- ・不均衡ツーリズム（所謂マスツーリズム）

その他、推薦及び登録に関する情報は以下の通りである。

③登録推薦書様式

IV 参考資料のとおり。英文で作成し、web で申し込む。

④次回 2024 年登録サイクル推薦締め切り見込み

2023 年 3 月

⑤推薦数と登録数

登録サイクルごとに世界中から 200～300 の推薦があり、内 25 を登録する。

⑥登録の効果

- ・2 年間、世界中に情報が発信され（アドボカシー）、支援者が募られる。
- ・2020 登録サイクルで日本から登録された「稻荷湯」の場合、アメリカン・エクスプレスから 20 万ドルが支援されることが決まったが、贈与税等の関係から個人を受け皿にすることはできないため（一社）「せんとうとまち」を設立した。20 万ドルには WMF 現地調査費及び交付決定後 2 年以内に開催せねばならないイベント「ウォッチ・デー」の経費も含まれているので、実際に建造物等の保存修復に支出できる額は限られてくる。

⑦国立療養所長島愛生園と入所者の歴史と類似する登録遺産

・アメリカ公民権運動関連プロジェクト“Voice of Alabama”（アメリカ・2018 年登録）

アメリカの公民権運動は、正義と社会変革のための長期に及ぶ闘いだった。1950 年代と 1960 年代、アラバマとアメリカ南部全域で、公民権運動家は公共空間における人種差別撤廃、教育における平等、妨害のない投票権、雇用と住宅における差別からの保護を要求した。アラバマ州の至

る所の教会やその他の集会場、民家、公共施設はこの物語を物理的に想起させる物証として残る。

有名なランドマークや博物館に転用されたものもあるが、公民権運動に関連した場所には、それほど認知度の高いものも多い。それらはアラバマにおける公民権運動の発祥地であるモンゴメリー、アフリカ系アメリカ人の投票権を確保し保護するための戦場となったセルマ、そしてアラバマ州や南部全域に点在している。現在、バーミングハム公民権研究所（BCRI）のリーダーシップにより、場所の所有者、管理者、支持者、その他の利害関係者が集い、これらの保護と保全が直面する課題について話し合い、一致して対処している。

現在、官民を問わず多くの場所が限られた資源で維持管理を行わなければならない状況にある。公民権運動の英雄たちの子孫が所有する家屋は、遺産として管理されることが想定されていなかった一方で、祈りの場所の会員は減少している。公民権運動から数十年、多くの場所は都市再生や州間高速道路計画など近代的な計画の弊害と戦わねばならず、周辺コミュニティ全体が根底から覆された。そして、2016 年と 2017 年にはいくつかの場所が米国国立公園局のアフリカ系アメリカ人公民権助成プログラムの支援を受けたが、この重要な助成プログラムによる将来的な資金調達機会が失われる危険性が出てきた。

2018 年 WMW は、BCRI の現地での取り組みに光を当て、更なる利害関係者の関与を促す。これらの場所に関するコンソーシアムを作ることは、持続可能な保存を実現するために個々の努力の効果を最大化し、これらの社会的意義のある場所を特定し、認識し、保存することの積極的な社会的役割を実証する力を持つことになる。最後に 2018 年 WMW は、私たちが保存する場所が私たちの多様性を完全に伝えるべく、アメリカ社会に足跡を残した他の平等を求める運動の遺産への認識向上を呼びかける。



<https://www.wmf.org/project/alabama-civil-rights-sites>（閲覧日：2022 年 3 月 15 日）

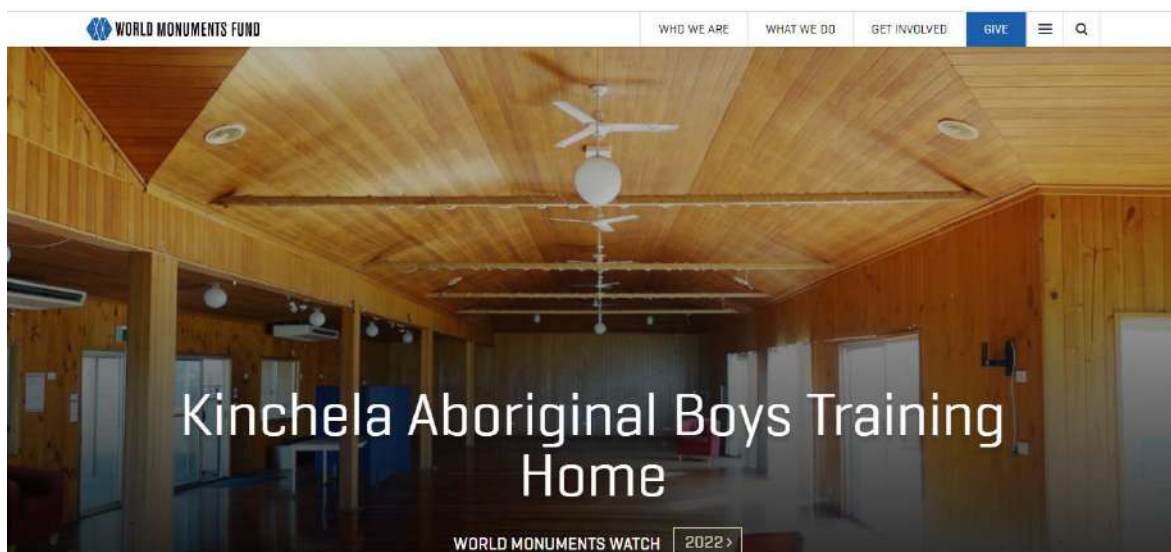
・1927 年～1970 年に 500 人から 600 人のアボリジニ少年たちを強制隔離し、洗脳した施設 “Kinchela Aboriginal Boys Training Home”（オーストラリア・2022 年登録）

キンチェラ・アボリジニ少年教場（KBH）は、1924 年から 1970 年までの 50 年以上にわたってオーストラリア・ニューサウスウェールズ州政府によって運営された「家」で、家族から強制的に連れ去られたアボリジニの少年たちを収容していた。生存者とその家族、そしてコミュニティにとって非常に重要な場所である。現在、高齢化した当時の少年たち約 60 名が施設内で暮らす。

KBH は、ダングッティの略奪された土地に建設された。この場所とそれに関連する場所には、家族から誘拐され、オーストラリア白人社会に同化するために意図的に洗脳された彼らの幼少期の辛い思い出やその他の記憶が詰まっている。KBH 自体が歴史的な記録であり、生存者の記憶とストーリーは破壊的な過去の政府政策の強力な歴史的記録であり、すべてのオーストラリア人に対する教育と理解の機会を提供する。

私たちのビジョンは、KBH の生存者とその家族の社会的、感情的、文化的及び精神的な幸福度を有意義な方法で向上させることである。これは、KBH の生存者とその家族が経験した永続的な悲しみ、トラウマ及び世代間トラウマを癒すことに焦点を当てたものである。

キンチェラ・アボリジニ少年教場協会（KBHAC）は、コミュニティ生活におけるより大きな社会的包摂を可能にするエンパワーメントや前向きで健全なピアサポートモデルに尽力している。これらのモデルは、アイデンティティと家族構造の再構築及び強化に対応している。



<https://www.wmf.org/project/kinchela-aboriginal-boys-training-home>

（閲覧日：2022 年 3 月 15 日）

（３）WMW 登録基準「過小評価されてきた文化遺産」

上記（２）②の選択的登録基準「過小評価されてきた文化遺産」の具体的内容は以下の通りである。

世界のどこにおいても、文化遺産は長い歴史の中で人類の営みにより培われた豊かな文化を反映している。しかし、ある文化遺産をその場所、成果、伝え継がれる事柄（ナラティブ）で認め称える時、社会は特定のグループを優遇し、他のグループを過小評価することで、私たちが共有する文化的多様性を損なう恐れがある。最近、世界各地で起こった出来事をみても、特定のグループの価値観や歴史が見過ごされてきたばかりでなく、公的な場における表現機会が奪われたり、何をどう保存するか意思決定からも意図的に除外されてきた事実が明るみとなっている。更に、国を越えた正義公平を求める声は、特定の遺跡が過去の不正を永続させる要素となっていることを浮き彫りにした。同時に、複雑な歴史を持つ文化遺産は、私たちが過去の歴史問題と向き合い、より公平で公正な社会を築く手助けとなる可能性を示唆している。この認識に応じて、私たちはあらゆる文化遺産を包摂するため、以下の可能性を提示する推薦を募集する。

- ①これまで過小評価されてきた文化遺産にスポットを当て、見過ごされ、除外されてきたナラティブを称えるもの
- ②過小評価されてきた文化遺産の研究、調査、目録の作成
- ③外的要因により生活が脅かされたコミュニティのストーリーや受け継がれてきた知識、技術を記録することでコミュニティをサポートするもの
- ④文化遺産保存の意思決定において、過小評価されてきたグループ（民族、カースト制、人種、宗教、ジェンダー、移民、障がい、性的志向などを理由として）を積極的に受け入れるもの
- ⑤記念碑や記念する行為について本質的な問題を提起し、重要な出来事や社会運動を記念する新たな手法を模索するもの

（４）WMW 登録推薦のメリット

当然だが、WMW への登録とユネスコ世界文化遺産には何ら関係はない。しかしながら、次の点で該登録推薦を行うメリットがある。

- ①長島愛生園と入所者の歴史を、過小評価された遺産（underrepresented heritage）とし文化遺産の文脈で広く国際社会に発信することは、これまでのハンセン病の文脈での発信とは異なる新たなチャンネルを開拓する機会である。
- ②登録推薦は web で完結し、世界文化遺産のそれと比較して非常に簡易な内容である。
- ③登録が実現しても、遺産の保護に関して所有者は何ら義務を負わない。
- ④登録が実現すれば、WMF による 2 年間の積極的な情報発信に加え、建造物等の保存・修復に関する資金を調達できる可能性がある。
- ⑤登録推薦は当事者（団体）が行えば訴求力を増す。その際には（２）⑦（本書 40 ページ以降）で述べた“Voice of Alabama”や“Kinchela Aboriginal Boys Training Home”のように、当事者が全面に出た動画を作成するのが効果的である。

4. 国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する国指定史跡化と世界文化遺産登録の推進

周知のとおり長島愛生園内には 5 件の建造物が国の登録有形文化財に登録されているのみであり、国や岡山県、瀬戸内市の指定文化財はない。よって、もちろん文化財関連以外の法令を遵守する必要はあるが、園内の土地や建造物、構築物や景観についてそれらが有する（と推定される）文化財的価値を保存継承する法的な義務はない。3 で述べた「国立療養所長島愛生園保存活用基本方針の実現に寄与する一般的な枠組み」について、利害を有する関係者（ステークホルダー）の合意が形成され、予算が確保できれば「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けて整備を行えばよい。

しかしながら、世界文化遺産登録を見据えた国指定史跡化と「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設の両立のための基本大綱が本書 20 ページ記載のとおり本ビジョンの目的である。

そこで以下では、長島愛生園が持つ世界文化遺産上の価値の在り処の可能性を改めて検討し、それらを国指定史跡として保護すべき範囲（案）を示し、最後にこの範囲（案）に含まれる具体的なエリアの来歴や現状を踏まえ、それらエリアの建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針を示す。

4-1. 世界文化遺産評価基準（v）と「コミュンとしての長島愛生園」

2019 年度から NPO にて具体的に始まった世界文化遺産登録に向けた活動では、資産（プロパティ）を長島全体と邑久長島大橋と定め、「長島のハンセン病療養所群」のポテンシャルな顕著な普遍的価値（OUV）の言明（案）を磨き上げてきた。2020 年度には該言明（案）にて資産（プロパティ）の特徴を以下のとおりまとめている。

長島のハンセン病療養所群は、個人の尊厳を極度に抑圧した日本のハンセン病隔離政策と社会や親族との物理的・精神的な紐帯を断たれた療養所入所者が島という完全に閉じられた環境下で多くの苦難を甘受することなく自身らの自治に基づく文化とコミュニティを形成し、人間性の回復を求め続けたレジリエンスを示す物証であり、病を理由とする偏見と差別の不当性、個人の尊厳と人権尊重というすべての人類にとって共通の重要性を持つ遺産である。

上記は、「長島のハンセン病療養所群」の評価基準として (iii)、(v) 及び (vi) を候補としていることを示している。

評価基準 (iii)

現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

評価基準 (v)

あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である

(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。

評価基準 (vi)

顕著な普遍的意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

長島愛生園は、日本が国家として海域という物理的境界によって隔たれた長島に患者を隔離することでハンセン病の撲滅を目論んだ最初の国立療養所である。とりわけ戦前には予算的裏付けがない中、無癩県運動を通じてハンセン病患者は全国から徹底的に隔離収容され、入所者は患者作業として限られた土地開墾を含むインフラ整備に従事し、物心を分かち合いながら生存を支え合った「コミュン型の集住形態」であると云える。コミュンとは自治権が認められる最小単位を意味する。このことは、上記評価基準(v)の下線部との適合性を示す可能性が高い。よって、長島愛生園が土地や資源の制約を受けつつも、自律的な生活を継続するためいかに地理的条件や土地条件を効率的に活用あるいは克服しながら集住機能を維持させてきたかを整理することは、評価基準(v)の適合性証明に向けた学術調査の一つの方向性を示すことになる。（評価基準 (vi) の「出来事」には、長島愛生園におけるハンセン病隔離と入所者のレジリエンスが含まれる可能性があるが、評価基準 (vi) は他の評価基準とあわせて用いられることが望ましいとされている。よって、単独の適合性証明のみでも登録申請可能な評価基準 (vi) について、学術調査を深化させることは合理的である。）

そこで、島という条件を所与とし療養所機能を創設・維持してきた長島愛生園を取り巻くヒト・モノ・サービスの流れと島内の機能、土地利用について以下の通り視点をまとめ、あわせて相関図を作成した。

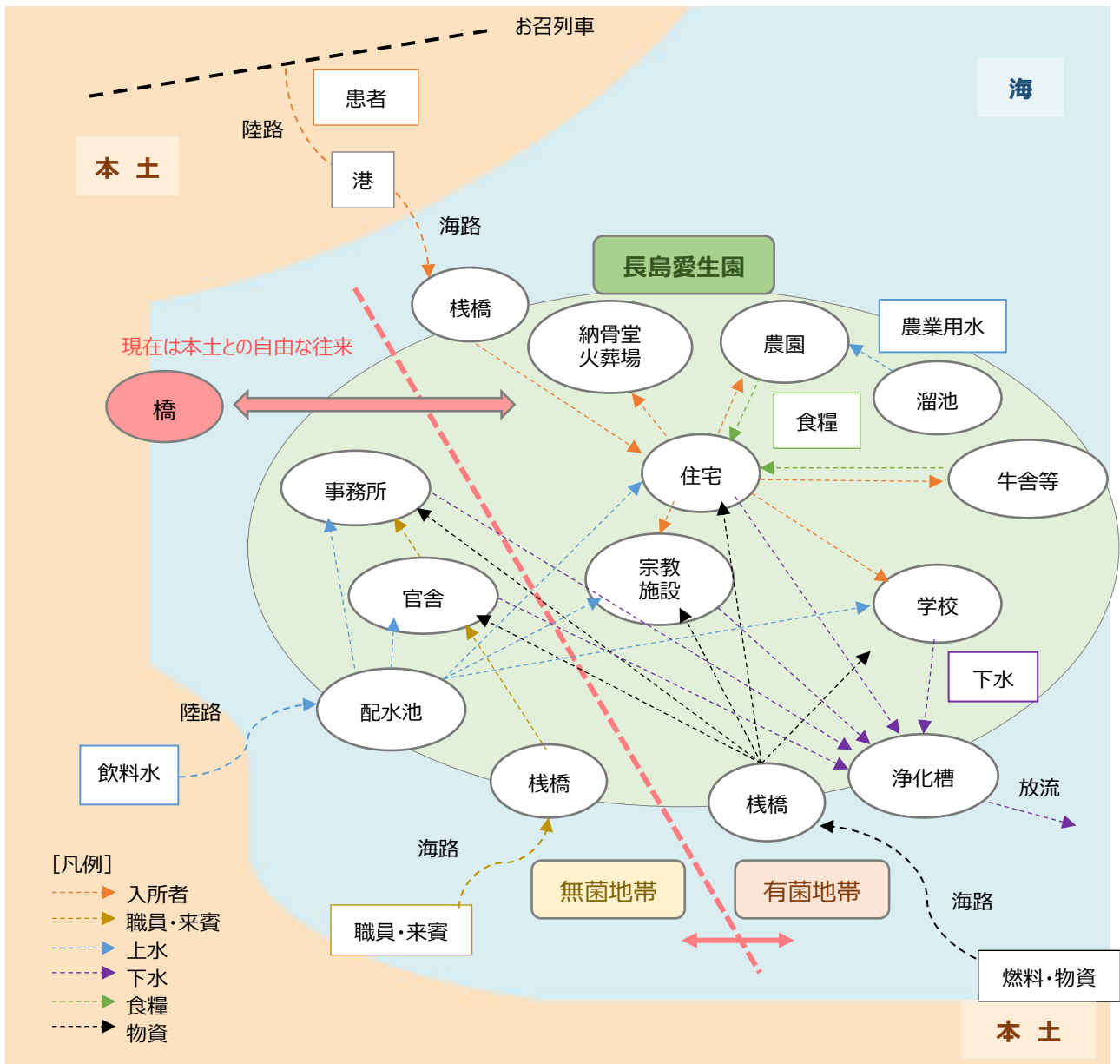
(1) 島という地理的条件を踏まえた土地利用

- ・ 隔離政策の目的を達する海によって隔たれた島という立地
- ・ 本土から比較的アクセスしやすい、絶海の孤島ではない立地
- ・ 瀬戸内海沿いという温暖な気候を備えた立地

(2) 島の具体的な地形的条件を踏まえた土地利用

- ・ 地形の高低差を利用した配水池
- ・ 入所者施設（有菌地帯）と職員用施設（無菌地帯）の徹底
- ・ 虫明港から最短ルートに設けられた職員用用栈橋
- ・ 収容ルートに合わせて北の浜に設けられた入所者用栈橋
- ・ 物資の運搬に適した南の浜に設けられた物資用栈橋
- ・ 谷間の既存の平坦地を利用して建てられた初期の病舎・住宅群
- ・ 陽当りの良い南側から建設された住宅群
- ・ 山地の谷間に形成された農園

評価基準（ⅴ）適合性証明と「コミュニティとしての長島愛生園機能相関図」



4-2. 国指定史跡範囲（案）と具体的なエリアの設定

上記図で示す「コミュニティとしての長島愛生園」が広がる範囲を国指定史跡の範囲とすれば、世界文化遺産の価値を担保できる可能性がある。

そこで、現段階では 1946（昭和 21）年の「岡山縣邑久郡裳掛村長島地圖」（図 04、本書 48 ページ）に描かれている範囲のうち、長島愛生園内の「厚生省所管の官有地」の部分と、現在に至る変遷の中で人々の生活と密着した場所で現在もその痕跡が残っている場所を含めた範囲を史跡

指定範囲（案）として図 05（本書 49 ページ）のとおり提案する。この範囲は入所者の居住地域や入所者の生活と密接に関わる範囲、愛生園の管理に関連する範囲、入所者の精神的拠り所に関わる範囲、入所者の学校教育に関わる範囲等が含まれ、開園当初から現在に至るまでの遺構が残っている可能性があり、あるいは当時からの機能が継続している範囲である。

該範囲（案）を細分化すると、①～⑫のエリアに分けることができる。世界文化遺産登録に関しては現段階では資産（プロパティ）として長島の島域を想定していることから、長島愛生園の①～⑫のエリアを史跡の範囲（案）とすることで、「コミュニティとしての長島愛生園」の価値及び保存管理が担保される可能性がある。

- ① 配水池エリア
- ② 官舎エリア
- ③ 事務所エリア
- ④ 納骨堂・火葬場跡エリア
- ⑤ 内白間エリア
- ⑥ 病舎・住宅（日出・善兵衛田・西部・浪花・望潮台）エリア
- ⑦ 宗教施設エリア
- ⑧ 住宅（曙団地・望ヶ丘団地）エリア
- ⑨ 報国農園・少年農園エリア
- ⑩ 新良田エリア
- ⑪ 相愛溜池・牛舎・相愛水田エリア
- ⑫ 恵の鐘・光ヶ丘エリア

また、世界文化遺産登録に関しては現段階では資産（プロパティ）として邑久長島大橋も含むことを想定していることから⑬を、世界文化遺産登録の為に資産（プロパティ）を囲む範囲を緩衝地帯として保護する必要があるため（これは史跡の範囲外となるが）⑭⑮も、図 06（本書 50 ページ）のとおり①～⑫同様にエリアとして設定する。

- ⑬ 邑久長島大橋エリア
- ⑭ その他陸域
- ⑮ 周辺海域

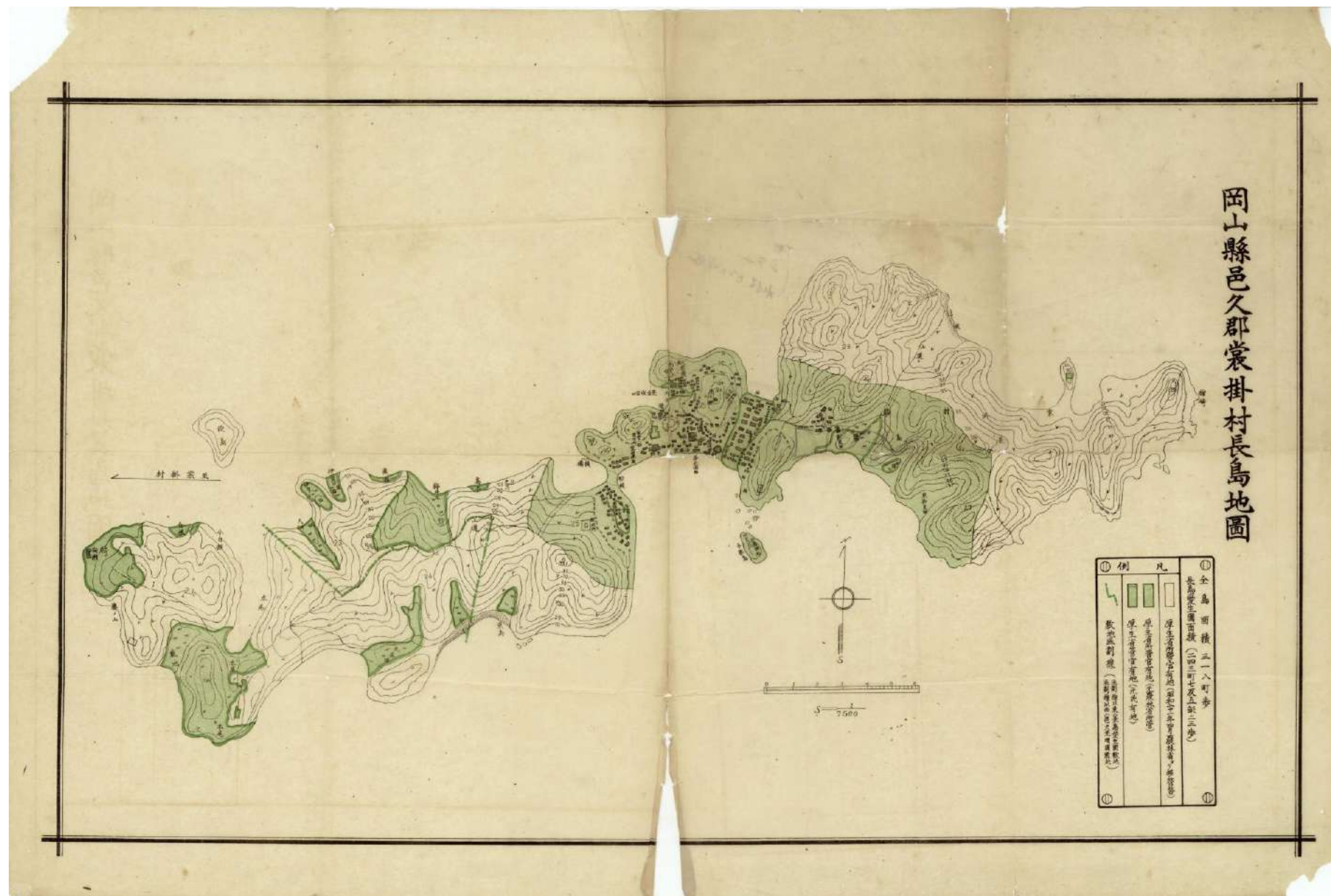


圖 04 昭和 21 年「岡山縣邑久郡裳掛村長島地圖」

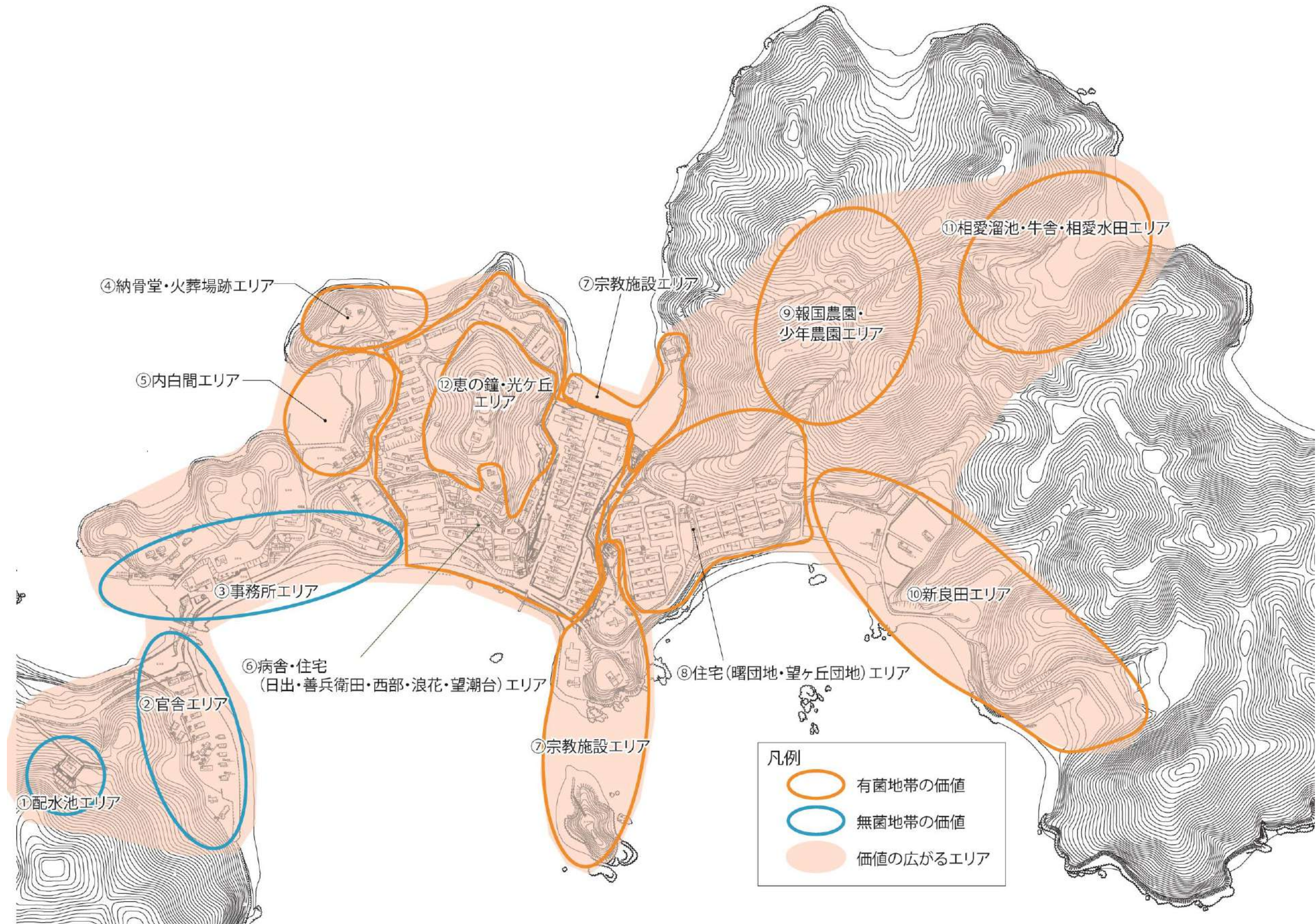


図 05 国指定史跡範囲（案） 地図内の番号は、本書 47 ページのとおり。

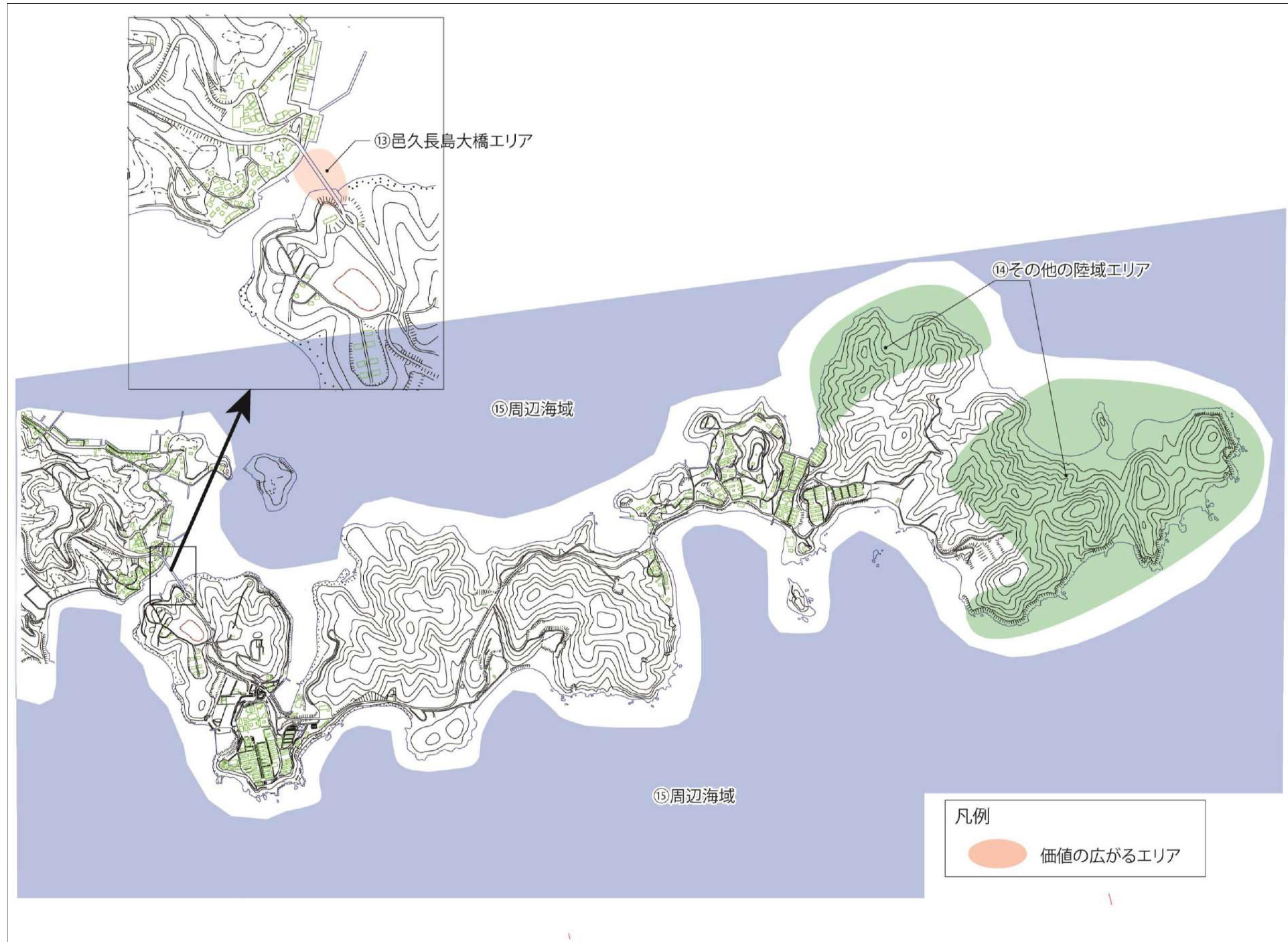


図 06 国指定史跡範囲外だが、世界文化遺産の登録に当たり価値及び保存管理を担保する必要性を検討すべきエリア（案） 地図内の番号は、本書 47 ページのとおり。

4-3. 具体のエリアと普遍的価値（OUV）を示す属性（attributes）

周知のとおり、世界文化遺産の資産（プロパティ）の顕著な普遍的価値（OUV）を構成する要素の一つが真実性（authenticity）であり、これが存在することを示す概念が属性（attributes）である。真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味する。資産（プロパティ）の文化的価値が以下に示すような多様な属性として表現される場合に、真実性を満たしていると判断される。

属性(attributes)の分類

- ① form and design (形状・意匠)
- ② materials and substance (材料・材質)
- ③ use and function (用途・機能)
- ④ traditions, techniques and management systems (伝統・技能・管理体制)
- ⑤ location and setting (位置・セッティング)
- ⑥ language, and other forms of intangible heritage (言語・無形遺産的側面)
- ⑦ spirit and feeling (精神性、感性)
- ⑧ other internal and external factors (その他の内的・外的要因)

次ページ以降では、4-2. で示した 15 のエリアの来歴・現状、特徴・課題と建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針を示すが、①から③の世界文化遺産の資産（プロパティ）として想定されているエリアについては、冒頭でそれぞれのエリアが内包する価値を端的に示すキーワードを設定すると同時に、上記属性の候補も示した。これは抽象的なイメージを関係者間で共有する上で有効であり、またそれぞれのエリアが属性について関連が深いか否かを整理する際にも有効と考える。

次ページ以降の取扱い方針を参考に、まずは可能なことから本書 112 ページ（図 21）記載のとおり本ビジョンの進捗管理主体として想定する国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループ及び NPO ロードマップ委員会が協働で該取り組みを開始されることを期待する。

4-4. 各エリアの来歴・現状、特徴・課題と建造物・工作物、土地・樹木の取扱い方針

① 配水池エリア

キーワード：命をつなぐ水

寄与する属性：③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（1）来歴

文献資料によれば、1927（昭和2）年10月に勅令第308号にて国立療養所官制が發布され、長島への国立療養所開設が決定された後に島内で水源調査が行われたが、十分な水源が確保できないことが判明した。1929（昭和4）年2月には水源地が決まらないことを地元紙が報道している。

一方、島内では国立療養所の開設に向けて1927（昭和2）年11月に民地の用地買収に着手し、1928（昭和3）年1月に地ならしに着手した。1929（昭和4）年7月に地鎮祭が行われ、同年11月に建物工事に着手した。最初の島内建造物の病舎や官舎が竣工したのは1930（昭和5）年1月で、旧事務本館等のインフラ施設は同年5月に竣工した。水源は邑久郡豊原村（現在の瀬戸内市邑久町豊原）とし、当地の官舎やポンプ場も同じ1930（昭和5）年5月に竣工していることから、配水池の受水槽も同時期に竣工したと思われる。（受水槽の来歴は、愛生園の国有財産台帳（工作物台帳）を調査する必要がある。）

長島内で水源を得られなかった結果、邑久町豊原の水源地から邑久町本庄の加圧ポンプ所、邑久町庄田の浄水地、邑久町福谷の配水塔、瀬溝（海底）、木尾湾（海底）を経て愛生園配水池までの16.7kmに独自の上水道システムが構築された。

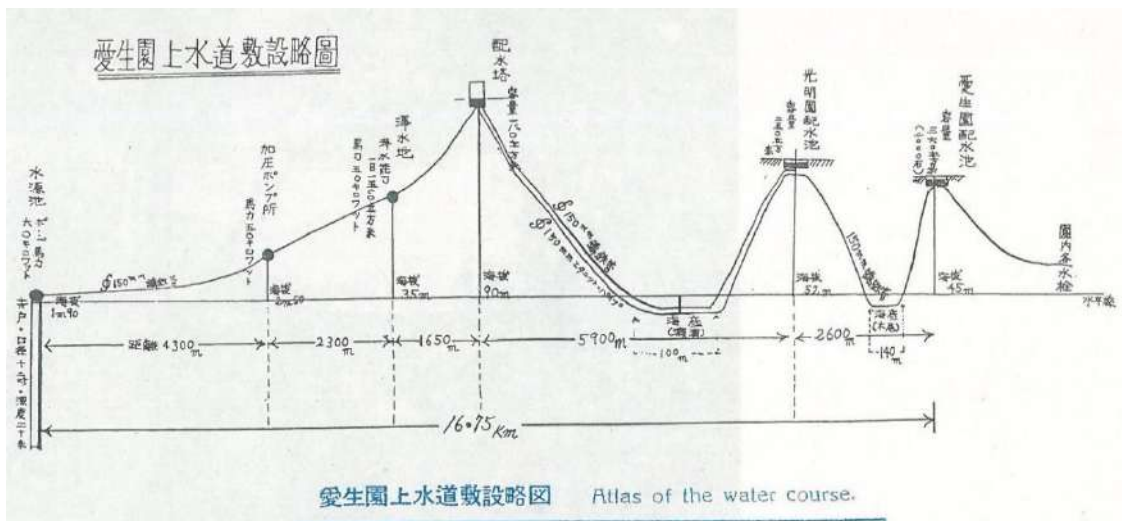


図 07 愛生園上水道敷設略図

戦後、旧邑久町が水道企業団を設立し公共上水道の整備に乗り出した。1959（昭和 34）年 9 月、長島愛生園は邑久光明園とともにこの公共水道の供給を受ける契約を締結した。土地登記簿謄本等によれば、それまで長島愛生園が管理していた邑久町本庄の加圧ポンプ所敷地、邑久町庄田の浄水地敷地（1938 年 4 月の光明園開園時は光明園の所管だったが、1942 年 3 月に愛生園へ所管替え）及び邑久町福谷の配水塔敷地（こちらも当初は外島保養院再興用地として大阪府が取得していた。）は旧水道企業団又は旧邑久町に払い下げられている。愛生園が敷設していた水道管は県道下に敷設されていたがこれらも払い下げられ、更新を経て現在も利用されているかは不明である。

現在、邑久長島大橋を渡った光明園側に瀬戸内市の水道メーターが取り付けられている。ここまでは公共水道の主管が来ており、そこから先に愛生園と光明園の支管があると思われる。また、邑久長島大橋架橋に際して従来は瀬溝の海底を通っていた水道管は大橋の下部に据えられ、島内の支管は架橋に際して整備された園内道路（三代目光愛道路）下に敷設されていると思われる。

古写真によれば官舎から配水池に登れる相当な段数の階段があり、管理上の便利が図られていたことが推定される。また、配水池から撮影した愛生園の写真も多く残っており、この地が愛生園を一望できる「撮影スポット」であったことも推定されるが、現在の配水池から望む景観とは若干異なっている。具体的には、従来の配水池は現在の位置より一段低かった可能性が指摘できる。現在、既述の階段はその跡を含めて確認できないが、1976（昭和 51）年 9 月の水害で官舎地区も大きな被害を受けているので、その復旧整備の一環として配水池も一段高い場所に移設された可能性がある。

（２）特徴と現状

開園以来、無菌地帯と有菌地帯の別なく長島愛生園の人々を支え続けた機能を保つエリアである。

当地は愛生園にとって最重要インフラの一つであり、入所者の減少による既存受水槽の大幅な縮小や移転が検討されることはないと思われる。水道用地として適切に管理されている。

（３）課題

特段の課題は見受けられない。周辺樹木や道路も水道用地として適切に管理されており、特段の課題は見受けられない。貯水槽の更新築が予定されているか否かは不明である。



写真 01 配水池から愛生園を望む



写真 02 配水池から愛生園を望む
（官舎からの階段あり）



写真 03 配水池完成記念か



写真 04 園内上水道開通

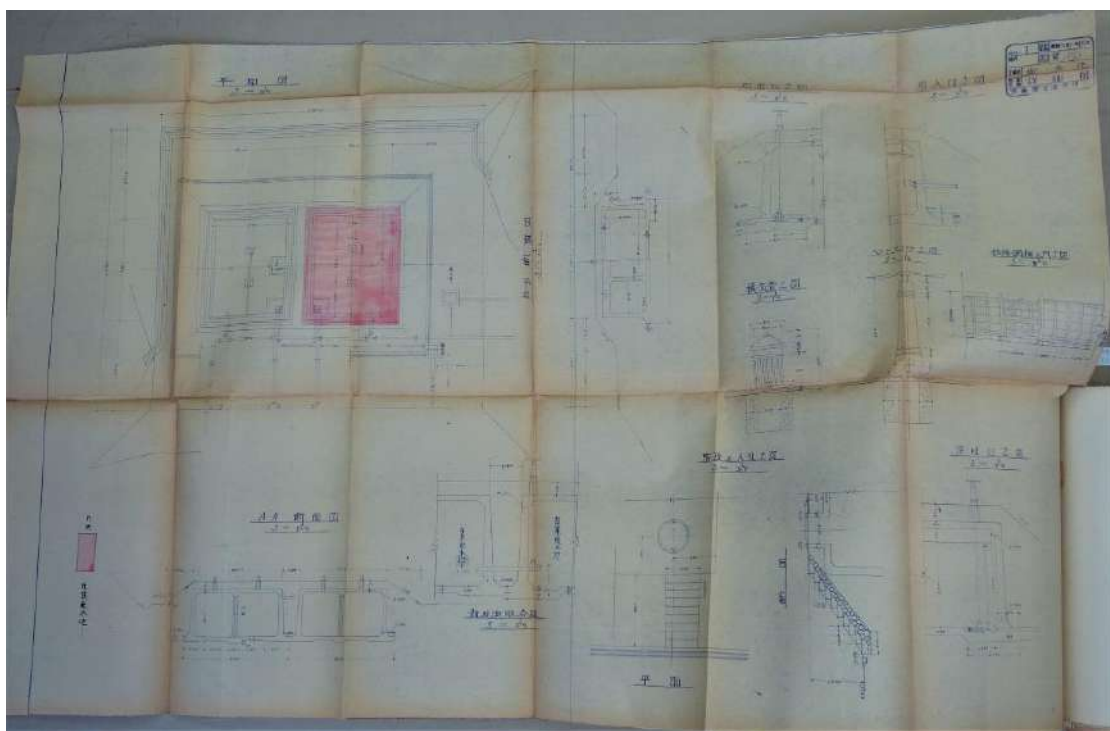


図 08 配水地詳細図

(4) エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取扱い

愛生園開園当初の工作物および設備機器類は遺存していない。工作物及び機器類は必要に応じて更新を図り、その際に現地形を大きく改変することがないように努める。

・土地及び樹木の取扱い

島内への給水のため、愛生園入口近くの小高丘を造成し、給水に必要な諸施設を配置したという歴史的意味合いは大きい。地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努めるとともに、配水施設の保全のため周辺の樹木管理を継続する。

② 官舎エリア

キーワード：園長と職員たちの住まい

寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（１）来歴

愛生園開園当初から職員用の官舎が立ち並ぶ地区である。1930（昭和 5）年 5 月に園長（勅任官）官舎、事務部長官舎、奏任官（主に医官）官舎、判任官（主に事務官）官舎、雇傭人官舎、看護婦官舎と共同浴場等が竣工した。官舎の床面積は職位によって差が付けられていたことが図面等から分かる。戦後は職位による住み分けは園長及び事務部長を除いて少なくなった。

1960 年代から老朽化による更新築が行われ、1976（昭和 51）年 9 月の台風 17 号と秋雨前線による豪雨災害では事務部長官舎他が被災し、全壊した。当地の西の山側法面等に設置されている擁壁はこの時期のものと思われる。

邑久長島大橋架橋に伴う現在の光愛道路（三代目）整備に伴い、船越の官舎は解体され駐車場に整備された。二代目光愛道路北の丘陵地にあった官舎の敷地には現在の光愛道路（三代目）が通り、官舎も失われた。

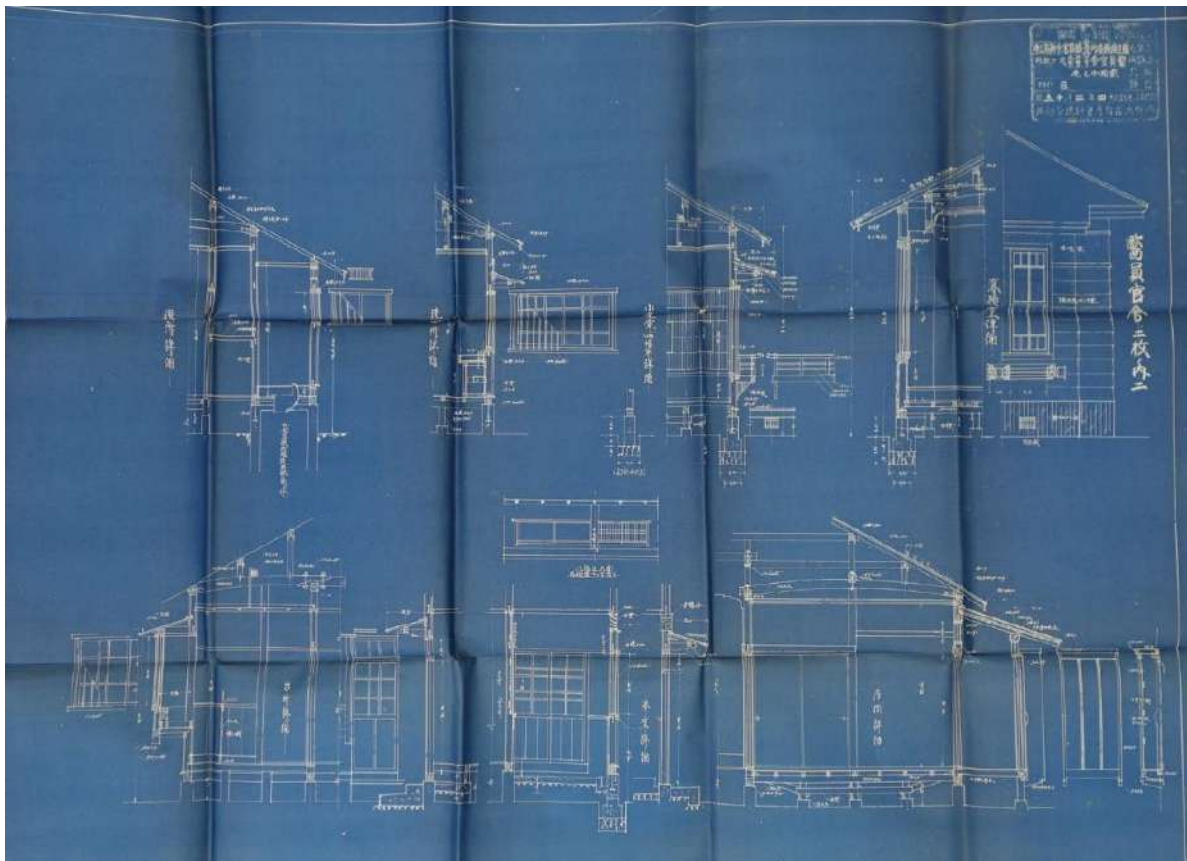


図 09 島内医員官舎 1 号 2 号 3 号共二枚内二

（２）特徴と現状

開園以来、無菌地帯としての機能を包摂した土地だが、建造物や構築物は時代の変化により新築・滅失・更新築され、歴史の重層性が認められるエリアである。

現存する 1970 年代築の官舎は CB 造、1980 年代築は RC 造で 1930 年（昭和 5）年築の園長官舎（国登録有形文化財）のみが木造である。大橋架橋後は島外から通う職員が増えたため、利用されなくなって久しく、外部からもその庇等に鉄筋の爆裂を認めることができる官舎が一部存在する。定期的に外壁塗装の塗り替え等のメンテナンスが行われている。西の山側法面の一部崩落が認められる。園長官舎の庭及び周辺の芝生はイノシシにより剥がれていることが認められる。

（３）課題

建造物としては国登録有形文化財の園長官舎以外には価値を認めるのは困難ではないかという点で利害を有する関係者（ステークホルダー）は一致しているが、土地にどのような潜在的な価値があり、どのように管理すべきかという点に関しての共通認識の醸成が最も困難なエリアの一つといえる。今後も園長官舎を除く稼働中官舎の外壁塗装の塗り替え等のメンテナンスは継続的に行われると見込まれる。今後利用する職員の減少により老朽化した官舎が解体されることになれば、適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性がある。



写真 05 1 号官舎（園長官舎）と 2 号官舎
（事務部長官舎）



写真 06 官舎と配水地をつなぐ階段から官舎と
愛生園を望む

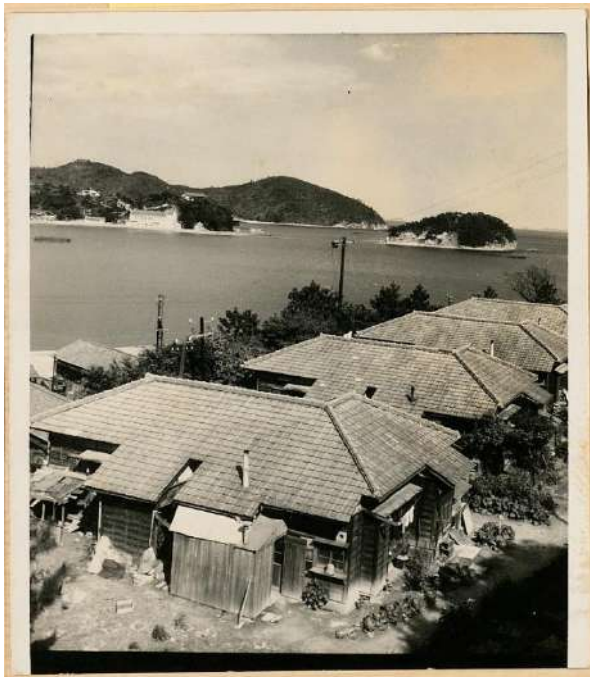


写真 07 官舎と配水池をつなぐ階段から官舎と手影島、恩賜記念館、愛生会館、ロザリオ教会を望む



写真 08 船越棧橋と対岸の二代目光愛道路の南側に存在した官舎（現在は石垣が残る）



写真 09 光風荘（来客者宿泊所）にて集合写真（現在の幼稚園東、石垣の空き地）

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取扱い

国登録有形文化財の園長官舎は、これまで通り定期的な点検・維持修理を継続する。他の稼働・非稼働を問わない官舎や遺存する工作物は、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行う。

③ 事務所エリア

キーワード：権力の象徴

**寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
④（伝統・技術・管理体制）、⑤（位置・セッティング）**

（１）来歴、特徴と現状

長島愛生園開園時から永く4棟のRC造建築物（事務本館、医局・薬局、職員浴室、試験室）が丘の東西に立ち並び、愛生園の顔として機能していた。無菌地帯の中でも患者の立ち入りが厳しく制限されたエリアだったが、1953（昭和28）年のらい予防法改正闘争の際には多くの入所者が立ち入り、光田園長（当時）に直接抗議した場所である。試験室は1976（昭和51）年9月の水害で損壊し取り壊されたが、事務本館、医局・薬局、職員浴室の3棟のRC造建築物は1996（平成8）年に事務本館が現在のものになるまで存在していた。2018（平成30）年に日出地区に完成した総合診療棟に一部事務機能は移転したが、現在も事務本館は事務所として機能している。1988（昭和63）年築RC造の霊安解剖棟は、2021（令和3）年度に解体された治療棟と道路をまたぐ陸橋で繋がっていた。現在、霊安室は総合診療棟内に設けられており該霊安解剖棟は非稼働である。1990（平成2）年築RC造の老人・精神センター病棟（むつみ病棟）もその機能が総合診療棟に移転したため、現在は非稼働である。

船越栈橋は開園と同時に竣工し（おそらく愛生園の造成段階から機能していたと思われる。）、邑久長島大橋開通（1988（昭和63）年5月）以前は島外からの来園者を迎え入れる愛生園の玄関口だった。栈橋自体は複数回更新築されているが、邑久長島大橋が不通となった際のインフラとして今後も維持されられると思われる。

船越から事務本館の間には、1931（昭和6）年8月から収用を開始した未感染児童・生徒の寄宿舍機能を有する保育所（楓蔭寮）や小・中学校（黎明学園）が設けられた。患者として有菌地帯に暮らす愛生園入所者は決められた日時のみ自らの子らと会うことが許されていた。戦後の1952（昭和27）年4月以降は、未感染児童・生徒が本土の裳掛小・中学校へ通学するようになり、保育所（楓蔭寮）及び裳掛小・中学校第一分校（黎明学園）は1954（昭和29）3月に閉鎖された。児童福祉制度が確立され未感染児童・生徒の収容が終了した後、これら一連の施設は看護学校や看護学生の寄宿舍、職員の福利厚生施設に転用された。（患者として隔離収容された児童生徒については、本書77ページ⑧住宅（曙団地・望ヶ丘団地エリア）のとおり。）

該エリアは開園以来、無菌地帯としての機能を包摂した土地だが、建築物や構築物は時代の変化により新築・滅失・更新築され遺存するものは少ない。歴史の重層性が認められるエリアである。

現在エリアー帯は、看護学校（寄宿舍機能あり）、施設管理に関する施設、職員官舎、職員の児童のための保育園（たんぽぽ保育園）になっている。

周辺山林は開園以来、園内整備に必要な土や石を供給してきたと思われるが地形は時代により改変している。



写真 10 未感染児童保育所（楓蔭寮）
（写真はがき）



写真 11 未感染児童（船越にて）



写真 12 未感染児童保育所（楓蔭寮）



写真 13 患者と未感染児童の面会



写真 14 配水池から愛生園を望む



写真 15 官舎、船越、愛生園全景（空中写真）



写真 16 記念写真（事務本館にて）



写真 17 船越栈橋と来園者（開園直後か）

事務機能は総合診療棟に集約される傾向であり、現在の事務本館の機能が縮小する可能性がある。職員用のたんぼぼ保育園（未感染児童保育所（楓蔭寮）跡地）の今後の動向にも注意する必要がある。国登録有形文化財の旧事務本館（歴史館）には、見学者受入施設としての耐震補強が求められる。附属建物的な小規模な建造物も多く存在する。

一方、船越棧橋、車庫、官舎、施設管理棟（黎明学園跡地）、看護学校は当面稼働施設として存続と思われるため、適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性がある。

（３）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

稼働中の施設については、今後の大規模改修は避け、事務所建物についてはこれまで通り定期的な点検・維持修理を継続する。職員の就労の用に供した建造物または工作物が遺存する場合には、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

事務所前の海岸（日出南海岸）は、海岸法による海岸保全区域（国土交通省水管理・国土保全局所管）に指定されている。本件指定が日常的な維持管理や整備にどのような影響を与えているか不明だが、国指定史跡や世界文化遺産登録を目指す上で管理者（岡山県知事：岡山県河川課）と連携を図りながら協議を行わねばならない可能性がある。

・土地及び樹木の取扱い

愛生園開園時から無菌地帯として事務所等の事務管理機能を有する施設が配置されたエリアであるため、地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や、地形改変を行なわないよう現状維持に努める。建造物を撤去、解体する際には先行建物の遺構の有無等を確認し、記録保存を図り、埋め戻し等により地形の保持を図る。

日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を継続する。

④ 納骨堂・火葬場跡エリア

キーワード：故郷へ戻れない魂

寄与する属性：③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）

（１）来歴

火葬場は 1931（昭和 6）年 3 月に開拓患者が上陸する前に、他の園内インフラと同時期の 1930（昭和 5）年 12 月に設置された。当時の日本では土葬が一般的だった中、亡き病友の火葬は患者作業として入所者により行われていた。1938（昭和 13）年 10 月、火葬場は現在の平成公園の地に移築され、1966（昭和 41）年 9 月には邑久光明園の現在のしのびづか公園に存在した

火葬場を共同使用することとなり、愛生園内での火葬場は失われた。2001（平成 13）年 1 月、火葬場は岡山市営東山斎場に変更され、長島内での火葬の歴史は終焉を迎えた。

愛生園開園の後、火葬された遺骨は骨壺に納められ受け取りに来た遺族に渡されたが、周辺海域から流れついた骨壺が愛生園の海岸に寄せる風景が見られるようになった。1932（昭和 7）年 2 月、東本願寺大谷智子裏方から 1,500 円の寄付があり、光田園長（当時）は納骨堂を造営し患者の遺骨を合祀したいと考え、園内に「納骨堂建設委員会」が設置され、有菌地帯西北端の森を「万霊山」と命名してこの敷地とした。工事は一般入所者の奉仕作業から始まり、金工部、塗工部、土工部の専門技術が動員され、特別報酬作業による時間外労働の末、1934（昭和 9）年 5 月 10 日に竣工し、12 日に東本願寺から大谷智子裏方一行を迎えて盛大な除幕式が挙行された。31 日には第 1 回の納骨式が行われ、職員 3 名、入園者 118 名を合祀した。

納骨堂竣工（長島愛生園慰安会決算）

総経費 1,556 円 72 銭

構造 RC 造平家建 4 坪

出勤人員 木工：2,524 人 金工：117 人 塗工：1,310 人 一般奉仕：3,048 人

1965（昭和 40）年後半から西日本一帯に蔓延しはじめた松喰虫の被害により、万霊山一帯の松林が全滅した。納骨堂も経年劣化により雨漏りで荒廃しはじめた。1975（昭和 50）年 11 月、入所者自治会は「万霊山美化委員会」を設置し、会員に基金への寄付と労力奉仕を呼びかけ、見違えるほどの公苑墓地となった。20 年後の 1994（平成 6）年 9 月に再び美化委員会が設けられ、納骨堂周辺の樹木は整備され、正面広場や裏側道路を舗装した。併せて 1995（平成 7）年 1 月には南西部に動物供養塔を建立し、入所者が我が子のように可愛がり園内に分散していた犬や猫の墓を集約した。

竣工から 60 年が経過した納骨堂本体の更新築は管理人の豊田一夫（入所者）が提唱し、創立 45 周年を迎えた長島盲人会が 1997（平成 9）年に寄付を募ったところ、2,843,000 円が集まった。他に一般入所者からも多額の寄付が寄せられ、国費も投じられて 2002（平成 14）年 5 月 21 日に更新築された納骨堂（RC 造平家建 37.21 m²）の落成式が挙行された。

2021（令和 3）年 12 月 6 日現在、物故者 3,711 柱（職員 87 柱、保育児童 13 柱を含む。）である。

納骨堂の西隣りには長島愛生園が開園する前に長島に居を構え、1898（明治 31）年に没した山田治部左衛門景久（岡山池田藩筆頭家老伊木家家臣）夫妻の墓がある。これは、愛生園開園の際に日出地区に朽ちていたものを光田園長（当時）と坂本裳掛村長が先人を弔うべく納骨堂が完成する前の 1932（昭和 7）年 8 月にこの地に移し、再興した。

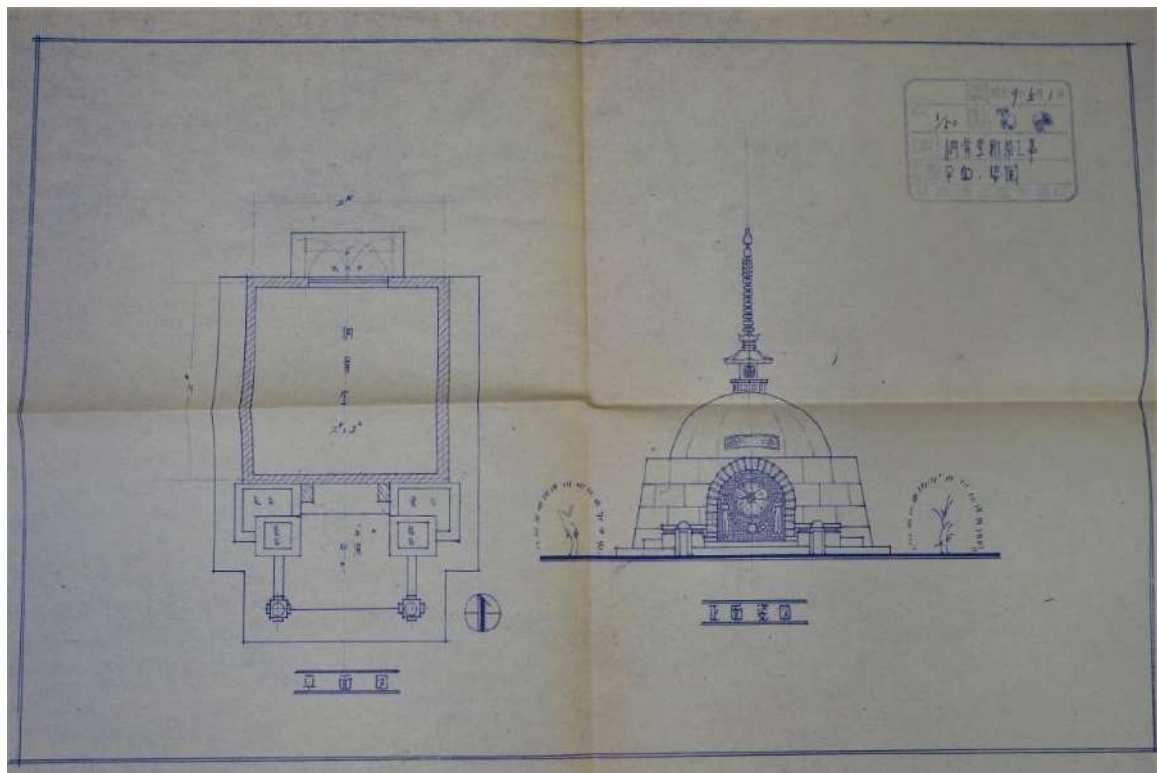


図 10 納骨堂新築工事（平面・姿図）



写真 18 納骨堂竣成除幕式（中央右が東本願寺大谷智子裏方）



写真 19 納骨堂建設中



写真 21 火葬場



写真 20 納骨堂建設中（園幹部と入所者）

（２）特徴と現状

開園以来、有菌地帯として変わらない機能を保つエリアである。納骨堂は「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けてはもちろん、国指定史跡化や世界文化遺産登録を目指す上でもそのあかりを灯し続ける主体を社会に求めるメッセージを発信し続けるべきモニュメントである。

納骨堂は国（厚生労働省）が唯一、永久保存を約束している建造物である。1934（昭和 9）年の新築後、2002（平成 14）年に更新築され現在は二代目である。愛生園で死亡した入所者の 9 割以上に当たる約 3,600 柱に加えて職員 87 柱、保育児童 13 柱が祀られている。これらは分骨を含む柱数である。周辺環境の整備は樹木の伐採等を含めて適切になされている。

納骨堂が入所者にとって重要なのは疑いもないが、歴史館による最も汎用性の高い見学コースの最終地点として見学者が手を合わせる場所である。

火葬場跡は現在、平成公園として納骨堂に隣接する地に整備されている。平成公園には皇族お手植えの樹木と初代納骨堂の尖塔がある。芝生はイノシシにより剥がされる被害を受けている。

南側の内白間にかけての斜面の植生の管理はやや行き届いていない感がある。とりわけ竹が鬱蒼と茂っているが、古くからこの地にある植生の可能性もあるので管理する際には調査が必要である。

（３）課題

納骨堂は国（厚生労働省）により永久保存が約されているため、維持管理や整備に係る予算は比較的確保しやすいと思われる。一方で周辺道路の舗装や手すりに対して、日常管理を越えた現状変更がなされる可能性がある。適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性もある。

万霊山の樹木が繁茂し、外からそこに納骨堂があることを目視することが出来ない。長島愛生園とハンセン病隔離政策の歴史を伝える上で最も重要な地であるため、静謐な場としての環境保全と来訪者が目視できることの効果の比較を、古写真や入所者への聞き取りを参考に検討する必要がある。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

これまで通り定期的な点検・維持修理を継続する。埋葬の用に供した歴史的建造物または工作物、納骨堂に付するこれらが遺存する場合には、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

世界文化遺産的視点からは、長島愛生園は人々の心情に訴える類の文化遺産である。将来的に周辺陸域・海域に緩衝地帯を設定する際に用いられる指標軸の一つとして、spirit and feeling（精神性、感性）が考えられる。入所者の心象風景を映し出す当時の景色を追体験できるような、景観保全の取り組みが今後求められることが容易に想像され、心静かに死者と向き合う納骨堂は視点場として十分にその候補となり得る。このため、早期段階から景観計画を管轄する瀬戸内市（建設課）や近隣の市町村との連携を図る必要がある。

・土地及び樹木の取扱い

納骨堂が立地するエリアは、地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行う。納骨堂に近接する樹木のうち、枯損木や危険木等の納骨堂に影響を及ぼす可能性がある樹木は伐採する。土地の形状を改変する恐れがあるため、抜根は行わないことを基本とする。

地形維持のため既存の排水施設の維持や浚渫等による日常管理を行うとともに、周辺地の雨水が建造物側に流入する場合には、建造物等の修理や撤去等の方針が決定するまでの間は仮排水施設の設置（本書 142 ページ参照）を検討する。

⑤ 内白間エリア

キーワード：社会との断絶と隔離収容の象徴

**寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）**

（１）来歴

1931（昭和 6）年 3 月、東京の全生病院からの 81 名と途中収容の 4 名の合計 85 名の開拓患者は大阪港を経て善兵衛田南の海岸（現在の旧福祉課棟下）に上陸したが、以降の患者収容は愛生園北側の内白間の浜にて行われた。収容桟橋が竣工する 1939（昭和 14）年までは海岸近くで動力船から小型の手漕ぎ船に乗り換えて、収容所前の浜に着いていたことが古写真から判明している。収容された患者は 2 週間ほど収容所で過ごし、現金を含めた持参物を没収された後に年齢や症状に応じて園内の寮舎が割り当てられ、長島愛生園入所者としての生活を始めた。内白間の浜は、開拓患者 85 名を除く長島愛生園の地に隔離収容された延べ 7,000 名のハンセン病患者の全てが通った地と云える。再入所を含まずに最後にこの地から隔離収容された入所者の正確な時期は不明である。

患者居住区の西のはずれにある患者専用桟橋の名は回春桟橋、それは別れの桟橋であり、嘆きの桟橋でもあった。面会人も職員も、出入りはこの桟橋のある岬の裏側の職員桟橋からで、患者の立入りはゆるされなかった。父の名を呼び、母を恋い、佇ちつくす子の影。張って痛む乳房をおさえて、子の名を呼びつつける若い母の影、所詮それは嘆きの回春桟橋の汀まで。海に透明な壁があった。（愛生「邑久長島大橋架橋特集」、昭和 63 年 8 月号）

監房は、事務本館や収容所と同様に開園前の 1930（昭和 5）年 5 月に竣工した RC 造建築物 8 棟の一つとして竣工している。文献資料によれば、約 3.5m の外壁で覆われた内側に監禁室 3 室と謹慎室 5 室の合計 8 室の独房で構成されていた。愛生園開園前の公立ハンセン病療養所にも監房（監禁室）は存在していたが、政府が所長に与えられていた懲戒検束権を担保する施設として国立ハンセン病療養所にも計画的に建設したことが窺える。

1953（昭和 28）年にらい予防法が改正されるまで運用された監房は、1964（昭和 39）年 2 月 21 日に園内精神病棟敷地工事のために事務本館北側から崩された山土によりその約半分が埋め戻された。忌まわしい監房の記憶を消し去りたいとの思いがあったとの入所者証言がある。ただし、古写真によればこの段階で一気に埋め戻されたのではなく、1970 年代にかけて現在の状態に向けて徐々に埋め戻されたと推定される。平成時代に入り、現在望見可能な西側擁壁（外壁）が土圧により倒壊のおそれが出たため、階段を設置してこれを押さえる整備が行われた。

埋め戻された後に監房周辺に整備された道路は、数回陥没したことがあるとの入所者証言があることから、埋め戻しの際に監房内部は圧接されておらず、いくらかの空間があると想定される。

現在の駐車場周辺や監房跡周辺には、戦前戦後を通じて多くの寮舎が立ち並んでおり、これらを示す石垣が一部現存する。内白間は収容の場と生活の場と、園内秩序を維持する名目による懲戒の

場という現代的感覚からはおよそ兼ねがたい機能が集約されたエリアである。平地の少ない園内に必要な機能を維持する施設を配置した象徴ともみなせる可能性がある。



写真 22 内白間浜に収容される患者



写真 23 患者収容栈橋（木製橋桁）



写真 24 収容栈橋から社会復帰する入所者



写真 25 内白間浜の清掃（収容栈橋付近から樹木奥に収容所と多摩寮を望む）



写真 26 監房（建築直後か）



写真 27 収容所内

（２）特徴と現状

開園以来、有菌地帯としての機能を象徴する土地だが、建造物や構築物は創建時のまま残るものと、時代の変化により新築・滅失・更新築されたものが併存する歴史の重層性が認められるエリアである。

倒壊・崩壊の危機に直面している収容棧橋及び監房跡については、NPO が 2020（令和 2）年度から保存修復・整備活用の手法を探るべく、調査及び測量を実施している。よって、これら 2 物件の現状については「NPO ロードマップ 2020 年度進捗管理・学術調査報告書」及び今後取りまとめられる 2021（令和 3）年度のそれに譲る。

国登録有形文化財の収容所は、平成 27 年度（2015 年度）に厚生労働省（健康局）が歴史的建造物保存検討会を通じて防水等の補修を行った。設計は厚生労働省（健康局）にて行われ、愛生園は該設計に基づき入札、施工、監理を行ったとのことである。歴史館学芸員によれば、それまで進んでいた劣化は一定程度抑制できているとの評価である。

エリア内の法面等を覆う芝生は、イノシシにより剥がされる被害を受けている。

内白間エリアは、Ⅰ序説「３．国立療養所長島愛生園 施設見学・研修受け入れ等の現状」（本書 13 ページ以降）のとおり実施されている歴史館学芸員による見学コースの中核であり、長島愛生園におけるハンセン病問題の啓発において最も重要なエリアである。隔離収容を示す収容棧橋と収容所、治療の場であるべき療養所に存在する監房跡、療養所が終の住処であることを示す納骨堂を比較的短時間でコンパクトに見学できる点は、本ビジョンの中核でもある「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に向けて揺るがない優位性を持つ。また、該エリアは現在の入所者の居住エリアから離れているため、見学者が入所者のプライバシーを侵害する可能性が低く、予約なく自分のペースで愛生園の見学を希望する個人に対して常時開放が可能であるという優位性も有する。更に、一定の閉鎖基準を設けつつも、現在のコロナ禍においも該エリアを可能な限り開放している愛生園と入所者自治会の姿勢は、感染症による偏見・差別の撤廃に向けた強い決意の表れと受け止めることができる。

（３）課題

倒壊・崩壊の危機に直面している収容棧橋及び監房跡については、NPO が 2020（令和 2）年度から保存修復・整備活用の手法を探るべく、調査及び測量を実施している。よって、これら 2 物件の課題については（２）同様に「NPO ロードマップ 2020 年度進捗管理・学術調査報告書」及び今後取りまとめられる 2021（令和 3）年度のそれに譲る。

国登録有形文化財の収容所は、厚生労働省（健康局）による補修が行われたが、鉄筋の爆裂が進み、天井及び内壁の剥離と雨水が室内へのしみ込みが認められる。竣工当時のものと思われる樋にも目詰まりや破損が認められ、予定される機能を十分に発揮していない箇所からは外壁を伝って雨水が流れており、天井や内壁の劣化原因になっていると思われる。

また、文献資料では平成時代初頭まで存在したと思われる西側に付設されていた木造平家建の箇所（トイレ等水回り施設）についても引き続き調査を進めることが該物件の学術的価値を高めることにつながる。

駐車場や植生は良く管理されているが、適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性もある。

芝生を剥がすイノシシ対策として、2021（令和3）年度には景観に配慮した内容で施工したいとの相談が愛生園から NPO に持ち掛けられた。このような相談・情報交換・協議こそが今後求められる進捗管理に向けた第一歩である。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

旧収容所（国登録有形文化財）、収容棧橋、監房跡については建造物や遺構としての歴史的意義が深く、世界文化遺産の物証としても価値が高いことから、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは現状を維持し、老朽化や破損の著しい場合は応急処置に留める。収容棧橋及び監房跡については NPO による入念な現状把握調査及び価値の在り処を証明するための各種調査が完了した後も、国際的遺産保護や史跡的価値と矛盾しない整備が実現できるよう慎重に事業を進める。一方、これらの整備に向けては相対的に多額の整備費が必要となることが見込まれるため、実現可能な予算確保のための枠組みを調査等と同時並行して検討すべきである。

加えて、本ビジョンは本書 20 ページ記載のとおり長島愛生園入所者の在園生活への影響がないことを前提としている。2020（令和2）年度の NPO による調査によれば、監房跡の現状は本書 3 ページのとおり入所者の在園生活に影響する可能性が判明している。2021（令和3）年度の調査結果も加味し、現状が抱えるリスクの入所者の在園生活への有無の判断は最終的には長島愛生園に委ねるべきである。

内白間海岸は、海岸法による海岸保全区域（国土交通省水管理・国土保全局所管）に指定されている。本件指定が日常的な維持管理や整備にどのような影響を与えているか不明だが、国指定史跡や世界文化遺産登録を目指す上で管理者（岡山県知事：岡山県河川課）と連携を図りながら協議を行わねばならない可能性がある。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。監房背後の斜面地などは、引き続き日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い、芝刈り等）を行う。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

⑥ 病舎・住宅（日出・善兵衛田・西部・浪花・望潮台）エリア

キーワード：退所規定のない終の住処

寄与する属性：③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（１）来歴

日出の住宅地及び善兵衛田の病舎のエリアは、建造物（患者住宅・重病舎）は更新築されてい

るが、その基本的な地形と機能は開園当初から変わっていない。日出には 1830（文政 13）年には塩浜があり、北の海岸から海水が取り込まれていたことが古地図（図 11、本書 71 ページ）によって示されている。善兵衛田はその名のとおり民地の水田だったが、愛生園開園にあわせて収用された。長島において日出と善兵衛田は谷間に挟まれた貴重な平地だったと思われる。開園当時、一般舎地区だった日出はその後、介護が必要な不自由者棟・センターになり、軽症者の居住地区は周辺に広がった。同じく開園当時、重病舎地区だった善兵衛田はその後、入院・加療が必要な入所者の病棟になった。

西部・浪花・望潮台の住宅エリアは、戦前は十坪住宅（寄付住宅）が立ち並び、戦後これらが老朽化し解体された後に平屋長屋の一般舎が形成された。恵の鐘の麓の光ヶ丘には戦前・戦後を通じて十坪住宅（寄付住宅）が立ち並び一方、段畑も形成された。

1930（昭和 5）年 5 月築の旧日出浴場（RC 造一部木造平家建・国登録有形文化財）は、開園から 1997（平成 9）年まで稼働していた。開園から現在に至るまで愛生園内各地に広がる共同浴場の祖である。1955（昭和 30）年 3 月には二階部分に木造の包帯交換所としての機能を有していた箇所が増築されたが、現在は失われている。天井や内壁は鉄筋の爆裂を伴い剥落が進む。内部間仕切りや床、建具の損壊も大きく認められる。

旧日出浴場の南に位置する旧洗濯場（RC 造平家建・国登録有形文化財）も、1930（昭和 5）年 5 月築の開園当時の建造物である。患者作業として包帯やガーゼの洗濯・再生が行われた。戦後には文芸協会が事務所を構え、入所者の文芸活動の発展に大きく寄与した。こちらも旧日出浴場ほどではないが天井や内壁は鉄筋の爆裂を伴い剥落が進む。内部間仕切りや床、建具の損壊は旧日出浴場ほど進んでいない。

1930（昭和 5）年 5 月築の汽缶場（SRC 造平家建）は、開園以来園内にボイラーを供給する稼働施設である。ボイラー機関自体は、社会一般同様に戦前のランカシャー石炭式が戦後すぐに重油式に置き換わりその後も更新築されているが、建造物の主体構造は創建当時のものである。内部には石炭時代の滑車や、入り口には石炭を搬入する際の荷重に耐えられるよう安山岩が敷かれている。石炭の搬入は日出南海岸から患者により行われたことに鑑み、患者作業を伝える物証とも云える。また、詳細は未調査だが地域の産業遺産という切り口からも貴重な建造物の可能性がある。汽缶場の煙突は開園当初は高さが 38m あり、園内のいたる所から望むことができていたことが古写真から伺える。1993（平成 5）年に現在の二代目に更新され、高さは 23m と約半分になった。（それでも近隣居住者に配慮して規制以上に高くととの文献資料がある。）稼働施設として適正に管理されている。

1930（昭和 5）年 12 月築の患者売店（木造平家建）も開園当初の建造物である。付近にかつて存在した礼拝堂では頻繁に記念写真が撮影されており、その背景に該売店が映り込んでいる古写真が多く保存されている。1948（昭和 23）年まで愛生園内で流通した園内通用票（円券）が実際に使用された場である。現在は大幅なリノベーションを経て畳敷きの集会所に転用されており、外観以外から当時を想起することはできないが、大きく損壊している箇所は見当たらない。



写真 28 患者住宅十六棟（写真はがき）



写真 29 現在の霊安解剖室付近から東を望む
（重病舎（金星・木星）、恩賜寮、
十坪住宅）



写真 30 現在の十坪住宅第四千代田付近から
南西を望む（重病者（金星・木星）、
治療室、試験室、官舎）



写真 31 現在の旧日出浴場北から患者住宅
（かささぎ、かわせみ、せきれい、白鳥）
とプールを望む



写真 32 礼拝堂（現在の望潮台地区）から
日出地区患者住宅を望む



写真 33 現在の天理教上（報国農園入口）附
近から日出地区患者住宅を望む



写真 34 現在の天理教上（報国農園入口）
附近から日出地区患者住宅を望む



写真 35 現在の光ヶ丘東から日出地区不
自由者棟と曙団地を望む

（２）特徴と現状

開園以来、有菌地帯としての機能を象徴する土地だが、建造物や構築物は創建時のまま残るものと、時代の変化により新築・滅失・更新築されたものが併存し、歴史の重層性が認められるエリアである。

入所者の在園生活に直結するエリアであり、とりわけ日出のセンターと総合診療棟は、愛生園が療養所としてその役目を終えるまで稼働施設として存続することが確定していると云える。最盛期（1960年代）には園内に約150棟建設された十坪住宅（寄付住宅）も老朽化により解体され、現在では光ヶ丘の麓に5棟が残るのみである。段畑としての役目を終えた地には、近年になり外部団体との交流の証として桜が植樹されている。

入所者数の減少と高齢化により、自身（夫婦）で独立して生活ができる者が住む西部（1980年頃整備）・望潮台（1983年頃整備）・浪花（1988年頃整備）の過疎化が進展しており、稼働率が低下している（現在定員119名中、居住者20名）。自身（夫婦）での独立した生活が困難になった入所者は日出のセンターや総合診療棟に転居する。稼働率は低下しているがこれら一般舎の解体予定はないとのことであり、現状は当面維持される見込みである。

善兵衛田の病舎（旧治療棟、旧病棟）はそれらの機能が全て2018（平成30）年5月に竣工した総合診療棟に集約されたため、非稼働施設となった。旧治療棟は2021（令和3年）度中に解体され、大型バス複数台を含む駐車場として整備される予定である。旧病棟（RC造2階建）は、2022（令和4）年度から最大50名が宿泊できる交流会館（宿泊研修施設）へのリノベーションに着手する。

開園以来の建造物は、（１）記載のとおり国登録有形文化財を含めて大きく毀損するものが含まれる。

その他のエリア内稼働中施設は適正に管理されている。

（３）課題

日出のセンターは他の用途に転用される可能性は極めて低い一方、入所者の在園生活と直結するため利便性を追求した現状変更圧力の最も高いエリアの一つであり、適切なコントロールの及ばない修繕や増改築、減築、小規模な地形の改変がもたらされる可能性がある。

西部・浪花・望潮台には、⑧曙団地・望ヶ丘団地エリアと同様の課題がある。他の療養所、とりわけ都市部では法規制が関係しているか否かは未調査だが、該エリア同様の居住用建造物の取り壊しがなされていることを考えると、愛生園については当面は解体等の予定がないという現状は歓迎すべきである。⑧の曙団地・望ヶ丘団地エリアと合わせて愛生園の一般舎の最終形態を示しており、これらの整備が完了した1985（昭和60）年末の愛生園定床995名、入所者数955名の人々の営みを面的に示す物証であることには違いない。一方、現段階では歴史的建造物とまでは云えない昭和50年代以降のCB造建造物に建造物としての価値を見出すことができるのか、一部を保存し維持管理しながら活用策を検討すれば足りるのではないか、という意見も想定され具体的な保存活用と維持管理の方針を立てるのが非常に困難なエリアである。

国登録有形文化財の旧日出浴場及び旧洗濯場は損壊が進んでおり、緊急保全が必要な建造物

である。

善兵衛田の旧治療棟解体後の駐車場整備、旧病棟の交流会館（宿泊研修施設）へのリノベーションは「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）創設に向けた文脈で活用されることを期待する。そのためには、本書 112 ページ（図 21）の提案のとおり国立療養所長島愛生園歴史的建造物保存検討ワーキング・グループと NPO ロードマップ委員会が連携し、ハード整備が完了する前から具体的な運営とソフト事業を検討し、文書化やパンフレット化、web での PR を含めて多くの見学者を呼び込めるように努めることが求められる。

光ヶ丘は恵の鐘と併せてかつては園内の多くから望めた眺望を確保していたが、樹木の繁茂により現在は下部地区からは見るできない。雨水の排水溝も老朽化による機能不全に陥っている箇所が多くあり、雨水が適切に海まで流れていない。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

稼働中の施設でエリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、今後不要な大規模改修は避け、また稼働施設以外は、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しい物件は応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

日出北海岸は、海岸法による海岸保全区域（国土交通省水管理・国土保全局所管）に指定されている。本件指定が日常的な維持管理や整備にどのような影響を与えているか不明だが、国指定史跡や世界文化遺産登録を目指す上で管理者（岡山県知事：岡山県河川課）と連携を図りながら協議を行わねばならない可能性がある。

旧治療棟解体後の駐車場整備は、本体工事後に案内板等の設置がなされると見込まれる。その際には、当地善兵衛田が歴代愛生園入所者の中でも困難を背負った人々が療養生活を送った場所であることが見学者に分かる屋外展示機能を有した空間を目指したものとすることが望ましい。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。

日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行い、建造物や工作物に影響を及ぼす枯損木や危険木は伐採する。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

地形維持のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、周辺地域の雨水が建造物側に流入する場合には、建造物等の修理や撤去等の方針が決定するまでの間は仮排水施設の設置を検討する。

⑦ 宗教施設エリア

キーワード：魂の救済、つながるコミュニティ

寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）

（１）来歴

他に依るべきものがない入所者を管理するという意味合いもあり、戦前から入所者の宗教の自由は比較的緩やかに認められていたが、集会は開園時に望潮台エリアに建設された礼拝堂（本書 118 ページ写真）でのみ許可されていた。戦後、1950（昭和 25）年 10 月の単立曙教会を皮切りに、それぞれの集会を行う宗教会堂が各宗派から愛生園に寄付された。各宗派の活動記録は週報・月報等の形で発行され、神谷書庫にコレクションとして保存されている。現在、仏教系、キリスト教系と天理教の会堂が現存する。死後は宗派を問わず納骨堂に合祀される点は、生前の宗教の自由と比すべき点があるかもしれない。（キリスト教圏の海外の療養所は個人墓である。）

対岸の手影島には 1934（昭和 9）年に長島神社が造営され、光明皇后が祀られる。社殿は熱田神宮から払い下げられた木材で、鳥居は笠岡市北木島産の北木石であり当地の有志から寄贈された旨が鳥居に記されている。鳥居と社殿は患者作業により造営された。長島神社は 1948（昭和 23）年に国有財産台帳から抹消され、現在に至る。終戦直後に邑久光明園では視察した GHQ の指示により光明神社が解体されているため、この情報を得て予防線が張られた可能性がある。愛生園への GHQ 視察の際には入所者が愛生神社の社殿を解体し園内の舎へ隠したが、何ら指摘を受けず杞憂に終わったとの文献資料がある。

鳥居から社殿までの階段は 1976（昭和 51）年 9 月の台風 17 号と秋雨前線による豪雨災害により一部が倒壊し、後に復旧された。復旧にかかる図面等は不明である。



写真 36 長島カトリックロザリオ教会

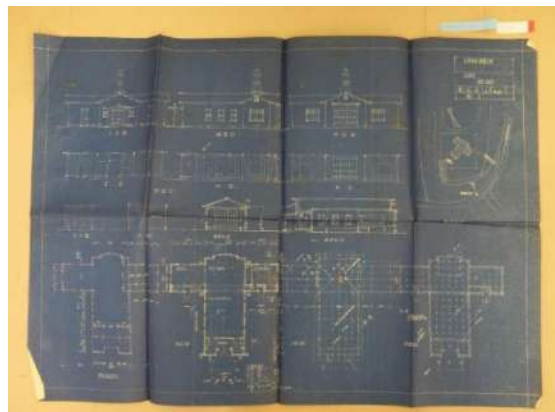


図 12 長島教会新築工事 位置図
建物一般図



写真 37 達磨堂修証道場



写真 38 長島神社参道



写真 39 単立曙教会

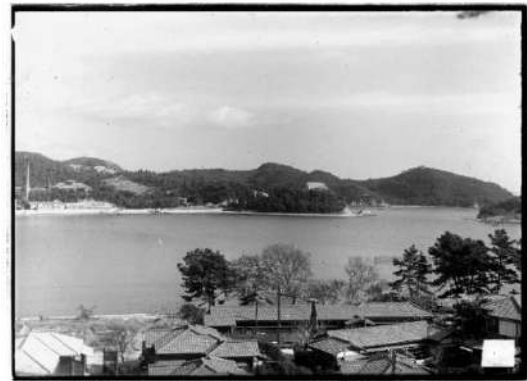


写真 40 官舎と配水池をつなぐ階段から官舎と長島神社、恩賜記念館、汽缶場を望む

(2) 特徴と現状

戦前・戦中は長島神社と恩賜記念館の建設以来、戦後は宗教会堂の建設以来、有菌地帯としての変わらない機能を保つエリアである。

往時と比べて会員は減少しているが、全ての宗教会堂は稼働施設として管理されている。周辺の植生は造園業者により丁寧に申し分なく管理されている。未確認ではあるが全ての宗教会堂は国有財産台帳に登録されていると思われる。（他園の宗教会堂の中には国有財産ではない物件があり、会員がゼロとなった後、管理している宗派に対して園当局から撤去が求められた例があると聞く。）日常的な管理は会員の入所者が行っているが、曙教会にのみ管理者が常駐している。

宗教会堂周辺の植生は、おそらく外部の委託造園業者による剪定を含めて適正に管理されている。

長島神社の鳥居は、基礎が波で洗われ、またその傾きも安全性が許容される傾度に近づきつつある。社殿や参道の階段、階段脇に対で設置されている狛犬（備前焼）の現状は比較的良好だが、鳥居と階段までの参道は波で洗われ、傾きや一部崩壊が認められる。社殿は創建時には朱で塗られていた痕跡が認められるが、ほぼ剥離している。釘隠し（六葉）の多くは経年劣化により失われている。

長島神社に高齢な入所者が参詣することは非常に稀で、年に2度、看護学生が国家試験前後に参詣している。現在、年祭等は行われていない。

2015（平成 27）年頃には愛生園側（日出南海岸）からは参道の階段が見えない程に樹木が茂っていたが、近年は常に階段が見える状態であるため定期的な樹木の剪定が行われていると思われる。

（３）課題

宗教会堂は、利用する入所者会員数が減少する一方、入所者の信仰は最大限尊重されるべきであるため適切なコントロールの及ばない修繕や増改築、減築、地形の改変がもたらされる可能性は低い。一方で会員がゼロになった後の会堂の扱いについて、各宗派と愛生園の意向は不明である。

景観面では、ロザリオ教会と（宗教会堂ではないが）恩賜記念館は戦後の写真では船越付近からもその姿を望むことができていたが、現在は周辺の樹木が伸びてその存在を確認することが困難である。

長島神社については鳥居の倒壊と参道のこれ以上の浸食は回避したい。社殿にはこれまで保存修復がなされた形跡はない。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

入所者の心の拠り所となった宗教会堂は、世界文化遺産を構成する要素としての価値が高いとみられる。入所者会員数の減少に伴う施設の管理運営については、各宗派と事前に取り決めを行っておく必要がある。

稼働中の会堂でエリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、今後不要な大規模改修は避け、また稼働中会堂以外の物件については、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。

・土地及び樹木の取扱い

仮に会堂廃止に伴う建造物解体が生じた場合には宗教施設が配置された土地として、土地の形質変更や地形改変を行なわないよう維持に努める。

日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行う。現状の維持管理は非常に高水準であるため、継続できるよう努める。土塀などの遺構に影響を及ぼしている樹木については伐採を行う。抜根は遺構の攪乱や土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

大雨等による土砂の流出、崩落等の危険性のある箇所等を把握し、対策や修復方法の検討を行う。必要に応じて 142 ページに示すとおり、手掘り溝と土嚢による排水施設の整備等を検討する。

⑧ 住宅（曙団地・望ヶ丘団地）エリア

キーワード：退所規定のない終の住処

寄与する属性：③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（１）来歴

該エリアは開園時には未開拓の地であったが、開園直後から全国で展開された無癩県運動により定床を越える患者が長島愛生園に収容されることとなり、島内で貴重な平地であった日出北部のグラウンドやプールが開園後早い段階で寮舎用地に転用され、湿地帯が広がっていた当地に日出北部のグラウンドの替わりとなる愛生グラウンドが患者の手（主に愛生青年団事業）で 1933（昭和 8）年 5 月頃に完成した。

開園直後、幼くして隔離収容された児童生徒は当初成人入所者とともに生活を送っていた。1931（昭和 6）5 月、学齢児童 2 名に対して礼拝堂の一部「かぐや」を教室とし、園職員が交代で授業を行う愛生学園が設立された。1935（昭和 10）年 8 月には第一子供寮（財団法人日曜学校協会寄付）と平安寮（京都キリスト教婦人団体寄付）が、同年 9 月には第二報恩寮（寄付者未把握）が、1936（昭和 11）年 10 月には山陽高女寮（山陽高等女学校寄付）と寄付された住宅が少年少女舎として整備された後、1937（昭和 12）年 8 月には第三飾磨寮が瀬予防協会を経て財団法人三井報恩会から寄付されると、これをもって愛生学園校舎とした。こうして望ヶ丘はその北部の少年農園とともに児童生徒が学び、生活する場となった。（未感染児童として収容された児童生徒については、本書 58 ページ以降の③事務所エリアのとおり。）

戦後、1947（昭和 22）年 1 月から愛生園内でプロミン治療が開始されると、当初は園中心部の治療室のみで行っていた該治療を園内 3 か所の治療分室（プロミン場）でも実施することとなり、日出と大師堂と併せて望ヶ丘にも 1951（昭和 26）年 3 月に（新良田）治療分室が建設された。（1956 年火災焼失後、1957 年新築）同月、汽缶場と配食場も望ヶ丘に整備され、戦前には少年少女のみが学び生活する場だった望ヶ丘は、戦後、治療分室等を通じて少年少女とともに東部の新良田の高校生や重病者、軽症者の舎に住む入所者というあらゆる年代と病状の入所者が行き交うエリアになった。（隣接する新良田については、本書 81 ページ以降の⑩新良田エリアのとおり。）

1976（昭和 51）年 9 月の台風 17 号と秋雨前線による豪雨災害は、愛生園に死者こそ出さなかったものの多くの建物が全半壊し、園内道路は寸断され大量の土砂が流入出した。瀬溝から愛生園までの上水道管は寸断され、本土から自衛隊の給水車による救援が行われた。復旧整備の一環として愛生グラウンドは埋められ、1977（昭和 52）年 11 月に曙団地が整備された。この時、既に望ヶ丘には往時のような児童生徒が居住していなかったため、1965（昭和 40）年 3 月に閉鎖されて久しかった愛生学園は取り壊され、小高い丘陵地を形成していたその敷地も大部分が均され、1985（昭和 60）年前後に望ヶ丘団地が造成・整備された。平屋長屋（玄関前室と家庭菜園付き）が密集する療養所独特の景観を保つこれらの地区は、愛生園内の一般舎の大規模な整備としては最後である。整備が完了した 1985（昭和 60）年末の愛生園の定床は 995 名、入所者数は 955 名であった。



写真 41 山陽高女寮寄贈式



写真 42 少年農園東から、愛生グラウンド、愛生学園、新良田治療分室、少年少女舎を望む

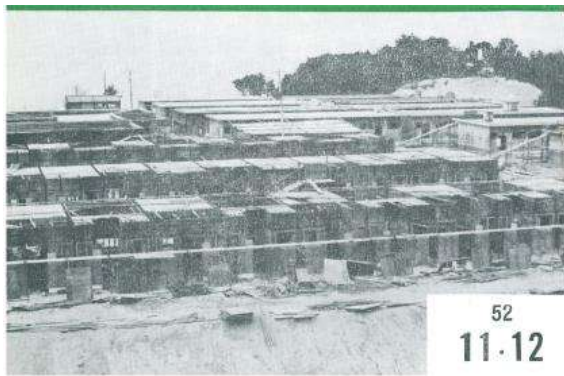


写真 43 整備が進む曙団地



写真 44 現在の光ヶ丘東から日出地区不自由者棟と曙団地を望む



写真 45 望ヶ丘での運動会（望ヶ丘団地造成前）



写真 46 整備が進む望ヶ丘団地

（２）特徴と現状

開園直後から有菌地帯としての機能を象徴するエリアだが、戦前の建造物や遺構はほとんど残っていない。時代により土地の形状は変化し、戦後の建造物や構築物は創建時のまま残るものと、滅失・更新築されたものが併存する。歴史の重層性が認められるエリアである。

入所者数の減少と高齢化により、自身（夫婦）で独立して生活ができる者が住むエリアとして過疎

化が進んでいる。（現在定員 169 名中、入居者数 21 名）自身（夫婦）での独立した生活が困難になった入所者は日出地区のセンターや総合診療棟に転居する。稼働率は低下しているが解体等の予定はないとのことであり、現状は当面維持される見込みである。

（３）課題

⑥の西部・浪花・望潮台エリア同様の課題がある。

他の療養所、とりわけ都市部では法規制が関係しているかは未調査だが、該エリア同様の居住用建造物の取り壊しがなされていることを考えると、愛生園については当面は解体等の予定がないという現状は歓迎すべきである。⑥の西部・浪花・望潮台エリアと合わせて愛生園の一般舎の最終形態を示しており、これらの整備が完了した 1985（昭和 60）年末の愛生園定床 995 名、入所者数 955 名の人々の営みを面的に示す物証であることには違いない。

一方、現段階では歴史的建造物とまでは云えない昭和 50 年代以降の CB 造建造物に建造物としての価値を見出すことができるのか、一部を保存し維持管理しながら活用策を検討すれば足りるのではないか、という意見も想定され具体的な保存活用と維持管理の方針を立てるのが非常に困難なエリアである。

更に望ヶ丘は写真 41 が示すとおり、かつては幼くして愛生園に隔離収容された少年少女が共に学び生活する場であったが、愛生学園はその校舎があった丘陵地の大半が均され、少年少女舎跡も大半に樹木が生い茂り、当時を想起することが非常に困難となっている。機関誌「愛生」創立 80 周年記念号（平成 22 年 11・12 号）には「座談会：少年舎の思い出」が記されている。出席者には現在の自治会役員の名が記されているので、文献資料と現在の現地写真を参考として聞き取り調査への協力を仰ぎたい。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

稼働中の施設でエリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、今後不要な大規模改修は避け、また稼働施設以外のものについては、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。

日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行い、建造物や工作物に影響を及ぼす枯損木や危険木は伐採する。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

地形維持のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、周辺地域の雨水が建造物側に流入する場合には、建造物等の修理や撤去等の方針が決定するまでの間は 142 ページに示す仮排水施設の設置を検討する。

⑨ 報国農園・少年農園エリア

キーワード：自給自足の生活と患者作業

寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（１）来歴

戦中の食糧不足解消を目的に開墾された農地である。患者作業として入所者が従事し、多くは園に供出した。園内の限られた平地は寮舎や病棟の土地として利用されたため、山地を切り開き、段畑を造成した。過酷な労働により病状を悪化させる者や足を失う者もあり、報国農園に到る坂道は「地獄坂」と呼ばれた。戦後、患者作業を返還した後には入所者の家庭菜園の場として利用された。

（２）特徴と現状

開園以来、無菌地帯として有していたが今は失われてしまった機能が遺存するエリアである。

入所者の高齢化により家庭菜園として利用されなくなり久しい。山地に広がるため、雨による土砂の流入出や段畑の石垣の崩落が認められる。とりわけ、少年農園には砂防ダム（1976年9月の災害後に設置されたと思われる。）が築かれ、往時の地形が大きく変わっている。一方、農地の痕跡や野壺、作業小屋が現存する。国内のハンセン病療養所の農地遺構としての規模は最大で、その状態も良い部類に入るとされる。

現在では入所者が直接利用することはなく積極的な整備は行われていないが、「歴史回廊」ハイキングコースに組み込まれているため最低限の整備は行われており、足を踏み入れるのには支障ない。樹木の剪定や伐採は必要な範囲内で行われている。

周辺には電気・通信関係のアンテナが設置されている。

（３）課題

非稼働エリアであるため、適切なコントロールの及ばない補修や地形の改変がもたらされる可能性は低い。一方、（２）現状のとおり放置すれば自然に還ることは明白であるため、地形や遺構を維持するための予算を確保することが必要である。併せて該エリアは、①現状「歴史回廊」ハイキングコースに組み込まれていること、②かつて入所者が自ら切り開き歩んだ山地を訪問者が自らの足で歩くことは入所者の希望でありかつ高い教育的効果が見込め、「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に寄与すること、③エコミュージアムにおけるディスカバリートレイルの概念に一致すること、④交流会館（宿泊研修施設）整備による滞在時間の確保から派生するコンテンツとなること等、非常に可能性を秘めたエリアである。

一方、園の国有財産台帳に登録されている建造物が少ないと思われるため、土地（農地）の変遷がどこまで文献資料で調査研究が可能か不明である。

樹木の管理は、訪問者に危険の及ばない範囲で伐採や伐根が適切に行われている。一部にかつて島外に搬出することが困難だった時代の名残として生活ゴミが散乱している。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

エリア内に現存する工作物については、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。特に土留の石積で構成されるひな壇地形について、石積みの崩落や流土が発生している部分は土嚢等による応急措置を講じる。

石積に影響を及ぼしている枯損木や危険木、傾斜木は伐採を行う。抜根は遺構の攪乱や土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

農園の平坦地は、樹林化防止のため実生木の除去等の植生管理を行う。地形や遺構保護のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、水流によって破損している土側溝等については対策や修復方法の検討を行う。

⑩ 新良田エリア

キーワード：多様な年代と症状の入所者のまじわり、社会復帰を夢見て

**寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）**

（１）来歴

愛生園の主要施設からは距離のある東方のエリアであるため、開園年の昭和 6（1931）年報建物配置図には該エリアは表示すらされていない。昭和 8（1933）年報のそれからは、農地、耕作地、養牛場、養豚場、養鶏場、温床栽培地、貯水池に加えて豚舎、牛舎という建造物のみならず曙寮、東雲寮（いずれも寄付住宅）、浴室も記載されていることから入所者が住み込みで農耕と畜産に従事し始めたと思われる。

戦後初の住宅等の園内整備として 1951（昭和 26）年 3 月には多摩寮（内白間・一般舎）やコロナ（善兵衛田・重病舎）等 18 棟が他エリアで竣工した。該エリアにおいても 1952（昭和 27）年には日新道路が開通すると共に、それまでの耕作地や畜産場が住宅用地に転用され、オリオン（重病舎）や独身患者用の菊寮（一般舎）他 6 棟が建設された。加えて同年には、夫婦舎のすみれ寮（一般舎）他 4 棟も該エリアに建設された。

翌年 1953（昭和 28）年の「らい予防法闘争」は園内に大きな緊張を生んだ一方、その成果の一つとして法第 14 条に基づき全国唯一のハンセン病療養所内の高等学校が長島愛生園内に新設されることとなった。1955（昭和 30）年 4 月 1 日に荒木組を工事請負人として工事に着手し、7 月には厚生省、文部省、岡山県、岡山県教育委員会により覚書が取り交わされ、同年 8 月に工事が

竣工（建物校舎 100 坪、寄宿舍 91.875 坪、整地工事 1,800 坪 総工費 6,349,000 円）し、9 月 16 日には開校式が開催された。

定時制高等学校生として、全国の療養所から入学した生徒は勉学と共にハンセン病治療を行ったが国内におけるハンセン病患者数の減少と共に、入学者は遞減した。入学者合計 369 名、卒業生合計 307 名の実績と社会復帰者合計 225 名を社会に送り出し、1987（昭和 62）年 3 月 3 日に閉校した。

周辺には電気・通信関係のアンテナが設置されている。



写真 47 乳牛を世話する入所者



写真 48 豚の親子



写真 49 鶏舎



写真 50 新良田寮舎と邑久高等学校新良田教室校舎



写真 51 邑久高等学校新良田教室授業風景（音楽）



写真 52 邑久高等学校新良田教室講堂

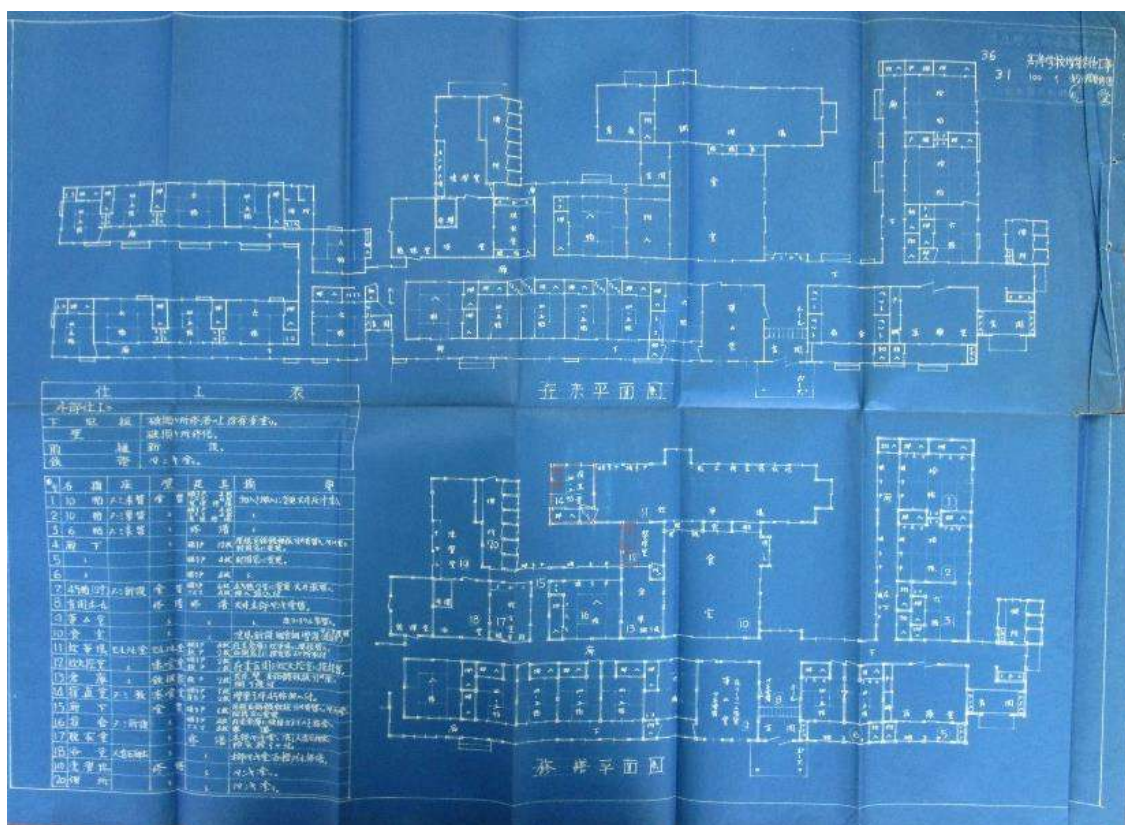


图 13 高等学校增筑其他工事 31/36

（２）特徴と現状

開園直後から有菌地帯としての機能を象徴するエリアだが、戦前の建造物や遺構はほとんど残っていない。時代により土地の形状は変化し、戦後の建造物や構築物は創建時のまま残るものと、滅失・更新築されたものが併存する。歴史の重層性が認められるエリアである。

南に瀬戸内海が広がるという以外は、（１）のとおり戦前と戦後では土地の形状はそれほどでもないが、その利用形態は大きく変遷した。戦前から豚舎のあった東新良田も現在は埋め立てられており、土地の形状も大きく変化している。

一方、戦後の変遷の建造物や遺構は比較的良く保存されている。重病舎や一般舎の建造物は全て取り壊され、一部はグランドゴルフ場に転用され、あるいは新たな植生が植えられているが、当時の建造物の配置を示す石垣や道は現存する。かつての盲導鈴をしのぐ園内ラジオは稼働中である。配食場跡や共同浴場跡も建造物が保存されており、昭和が終わる頃までこの地には高校生を含む多くの入所者が行き交い、生活を共にしていたことが偲ばれる。

高校跡地には建造物の校舎 2 棟及び男子寮 1 棟（男子寮は高校廃校後に入所者車庫に転用されており大幅に改変されている）、女子寮 1 棟（内部の一部は高校廃校後に入所者用のアトリエに転用されたが、当時の寄宿舎の様子を留める部屋が多く残る。現在はアトリエとしては利用されておらず、建物自体は非稼働施設である。）、校門、閉校記念石碑、テニスコート跡が残る。取り壊された校舎跡地はゲートボール場として整備されると共に芝生が養生されている。

該エリア内には園内の下水を一手に処理する合併浄化槽があり、処理済み水は側溝から排出され

ている。

入所者が直接利用する施設が少ないため積極的な整備は行われていないが、樹木の剪定や伐採は適宜行われている。

（３）課題

ゲートボール場やグラウンドゴルフ場は現在も稼働しているが、大部分が非稼働エリアであり、かつ今後も入所者が直接利用する施設が増えることはないと予想されるため、適切なコントロールの及ばない補修や地形の改変がもたらされる可能性は低い。新良田高校講堂は現在も入所者が利用しており、エリア内唯一の稼働中施設である。

それ以外の歴史的建造物は全て劣化が進んでいるが非稼働施設である。新良田高校特別教室は靱堂による緊急保全予算を歴史的建造物等保存検討会を通じて厚労省（健康局）に要求中である。該教室の周りは真砂土でかさ上げされた上に芝が敷かれており、該教室床下に雨水が溜まる地形になっている。（かさ上げは、かつてゲートボール場整備の一環として実施されたとの証言がある。）

該エリアは北と東の山地から雨水が流れ込む地形であり、とりわけ大雨の際には北からの雨水がエリア内に滞留する構造になっている。法面崩落や土砂の入流出による地形の変化が管理不能となり、入所者が直接利用する場ではないため復旧が行われない可能性がある。

入所者が立ち寄ることの減少に伴い、盲導鈴に由来する園内ラジオが廃止され、撤去される可能性がある。

一方、該エリアは、①現状「歴史回廊」ハイキングコースの拠点となっていること、②かつて園内のあらゆる年代と症状を抱えた入所者が生活し学んだ場所を訪問者が自らの足で歩くことは入所者の希望でありかつ高い教育的効果が見込め「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に寄与すること、③愛生園の中心部から該エリアへ自らの足で訪れることはエコミュージアムにおけるディスカバリートレイルの概念に一致すること、④交流会館（宿泊研修施設）整備による滞在時間の確保から派生するコンテンツとなること、⑤南に瀬戸内海を望む景観や砂浜を介して海とふれあえる環境は愛生園開園当時から変わらないと思われること等、非常に可能性を秘めたエリアである。

（４）エリアの基本方針

総論として該エリアの戦後の変遷は西側に隣接する望ヶ丘エリアと合わせて、図 03 長島愛生園の機能相関図（本書 46 ページ）で示すコミュニティとしての長島愛生園の機能相関を調査研究する上でモデルとなるエリアと考える。人とモノの動きと個別具体の建造物や遺構との繋がりを調査研究し、その手法や結果を園内の他のエリアにも応用することで更なる調査研究が進展する可能性がある。

・建造物及び工作物の取り扱い

稼働中の施設でエリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、今後不要な大規模改修は避け、また稼働施設以外のものについては、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。

日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行う。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。ただし、史跡の構成要素としての建造物に悪影響を与える可能性がある場合にのみ検討する。

石積や建造物、工作物に影響を及ぼしている枯損木や危険木、傾斜木、砂防ダム内の実生木は伐採を行う。抜根は遺構の攪乱や土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

地形や遺構保護のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、水流によって破損している土側溝等については対策や修復方法の検討を行う。

⑪ 相愛溜池・牛舎・相愛水田エリア

キーワード：自給自足の生活と入所者作業

寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、⑤（位置・セッティング）

（１）来歴

戦中の食糧不足解消を目的に相愛に水田が開墾され、これに水を送るための溜池が 1943（昭和 18）年に患者による特別奉仕作業の一つとして造成された。戦前には新良田にあった牛舎が戦後の相愛にも建築（移築か）された。畜産事業は園直営ではなく、長島愛生園慰安会事業として行われていたため、これらの舎も慰安会名義だった。新良田から相愛までの山地には戦前から多くの農地が入所者の手で切り開かれ、それらは段畑を形成した。戦後、患者作業を返還した後には入所者の家庭菜園の場として利用された。

（２）特徴と現状

戦中以来、無菌地帯として有していたが今は失われてしまった機能が遺存するエリアである。

相愛溜池は 2010 年代から大雨・長雨により山土が流れ込み、水が溜まる面積が年々縮小している。牛舎は北側の屋根や基礎の崩壊が進んでいる。周辺農地は入所者の高齢化により家庭菜園として利用されなくなって久しい。雨による土砂の流出や段畑の石垣の崩落が認められる。一方、農地の痕跡や野壺、作業小屋が現存する。国内のハンセン病療養所の農地遺構としての規模は最大で、その状態も良い部類に入ると思われる。

入所者が直接利用することではなく積極的な整備は行われていないが、ハイキングコースに組み込まれているため樹木の剪定や伐採の最低限の整備は行われており、徒歩での散策には支障ない。植生調査は未実施だが、広範囲に渡り竹林が形成されている点が報国農園・少年農園と異なる。

相愛の磯には牡蠣養殖に関するゴミが多く流れ付いて堆積している。不法に廃棄されたと思われるボートも見受けられる。無許可で焚火等がなされた痕跡を認めることができるため、何らかの対策が必要である。周辺には電気・通信関係のアンテナが設置されている。



写真 53 造成中の相愛溜池



写真 54 造成中の相愛溜池

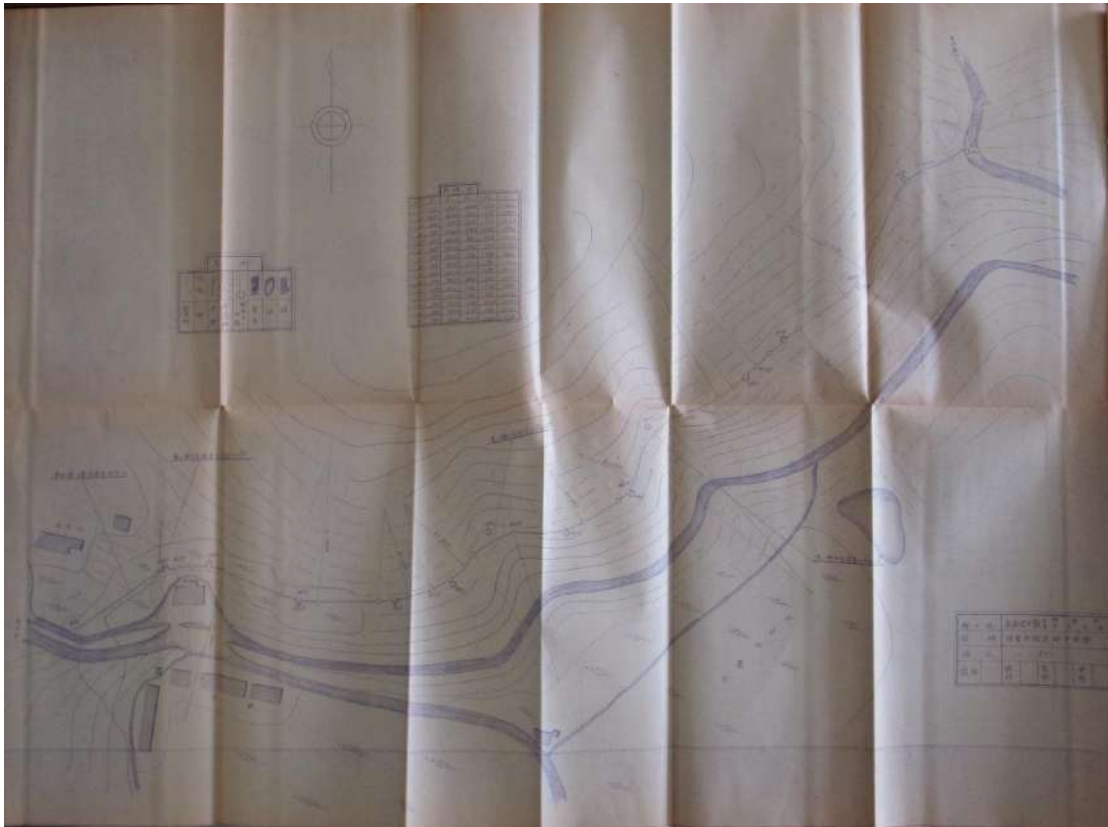


図 14 相愛新設道路平面図（500 分の 1）

（３）課題

非稼働エリアであるため、適切なコントロールの及ばない補修や地形の改変がもたらされる可能性は低い。一方、（２）現状のとおり放置すれば自然に還ることは明白であるため、地形や遺構を維持するための予算を確保することが必要である。併せて該エリアは、①現状「歴史回廊」ハイキングコースに組み込まれていること、②かつて入所者が自ら切り開き歩んだ山地を訪問者が自らの足で歩くことは入

所者の希望でありかつ高い教育的効果が見込め「人権学習の場・長島愛生園」（仮称）の創設に寄与すること、③エコミュージアムにおけるディスカバリートレイルの概念に一致すること、④交流会館（宿泊研修施設）整備による滞在時間の確保から派生するコンテンツとなること等、可能性を秘めたエリアである。

一方、園の国有財産台帳に登録されている建造物が少ないと思われるため、土地（農地）の変遷がどこまで文献資料で調査研究が可能か不明である。

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

エリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。その後、世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。

牛舎や溜池の水路等の工作物に影響を及ぼす枯損木や危険木は伐採を行う。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。

溜池への土砂流入、堆積が進行しないように、斜面上部の水路の浚渫を行い、必要に応じて表土の流出部の土嚢等による保護措置を検討する。

農園の平坦地は、樹林化防止のため実生木の除去等の植生管理を行う。地形や遺構保護のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、水流によって破損している土側溝等については対策や修復方法の検討を行う。

⑫ 恵の鐘・光ヶ丘エリア

キーワード：鎮魂の丘

**寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）**

（１）来歴・現状

長島愛生園を見渡すことができる丘陵地が光ヶ丘であり、恵の鐘はその頂上の標高約 45m に据えられる。光ヶ丘一帯は 1933（昭和 8）年 1 月、失火により約 2 千坪が焼失した。愛生園はこの焼山名称を懸賞募集し、「後楽寮一号」入所者が挙げた「光ヶ丘」が一等となり 30 銭が与えられた。昭和 9（1934）年報の建物配置図には光ヶ丘の名称が認められ、東側丘陵部は段畑の農場となっていることが示されている。近年、外部団体との交流の証として一帯には桜が植樹されている。

農場以外の北・西・南の丘陵部には頂上部の恵の鐘を囲むように 1935（昭和 10）年前後から十坪住宅（寄付住宅）が立ち並んだ。戦後、1955（昭和 30）年頃から老朽化により十坪住宅（寄付住宅）が取り壊され始め、西部地区、浪花地区と一体で一般舎が建築され現在に至る。

恵の鐘は皇室と仏教界の繋がりを示す物証である。1932（昭和 7）年 11 月 10 日、貞明皇太后は大宮御所御歌会の兼題「らい患者をなぐさめて」に対して次の御歌を発表した。

『つれづれの友となりても慰めよゆくこと難き我にかはりて』

光田園長（当時）は 1933（昭和 8）年 9 月 3 日に舎長会を開き、この御歌を記念して光ヶ丘に全園の奉仕で恵の鐘を建設することを提案し、即座に実行委員数名が互選された。建設企画に賛同した西本願寺仏教婦人会連合会は 1,500 円を寄付し、建設の基金とされた。11 月 10 日の「恵の日」を皮切りに、海岸から石材用の石と砂が光ヶ丘頂上まで職員と入所者による運搬奉仕作業で運ばれ始めた。毎月 20 日の開園記念日をはじめ、礼拝堂にて集会がある都度、その終了後には必ずこの運搬作業が全員によって行われた。この様子は愛生編集部により DVD として残される動画「長島開拓」でも窺い知ることができる。

工事が本格化した 1934（昭和 9）年 9 月には職員と入所者による工事实行委員会が設けられ、現場・敷地・石材・セメント等の責任者として入所者が指名され、1935（昭和 10）年 11 月 20 日の開園 5 周年を竣工の目標とした。

同年 11 月 20 日には予定通り竣工式と撞初式が挙行され、NHK 岡山（JOKK）により鐘の音が全国に響いた。開園 5 周年記念をあわせての出席者約 1,300 人の内訳は次のとおりである。

来賓：入江皇太后宮大夫、西本願寺絰子裏方代理同高木執行、岡山県知事代理田中社会課長、坂本裳掛村長、東原邑久郡在郷軍人分会長、光田園長以下全職員、入所者

鐘楼建築概要：

様式：近代ニッポン社寺綜合式建築

構造：鉄筋コンクリート造

屋根：緑色スパニッシュ瓦葺

楼台：花崗岩積 縦横最長部 7間2尺（13.33m）高さ 9尺（2.727m）

鐘楼：2坪7合6勺（9.123㎡）

柱真々10尺（3.03m）

楼台高さ地盤面上 17尺（5.151m）

工費：金 2,287 円 87 銭也

奉仕延人数：13,995 人

起工：昭和 8 年（1933）11 月 10 日

竣工：昭和 10 年（1935）11 月 20 日

鐘：平等院型梵鐘（口径 66cm、高さ 90cm）

「つれづれの・・・」御歌が貞明皇太后の妹、西本願寺大谷絰子裏方の染筆によって刻まれている。
また、楼台正面石垣 西本願寺大谷尊由猊下染筆の「恵の鐘」銅板（横 3m、縦 1.3m）がはめられている。

このように、職員と入所者が一丸となり造成されたかに見えた恵の鐘であるが、竣工翌年の 1936（昭和 11）年 8 月に勃発した「長島事件」で鐘は入所者により乱打され、割れるという数奇な運命をたどることになる。その後、初代の鐘の行方は不明であるが、長島事件後も愛生園を訪問した要人が光ヶ丘を訪れ、恵の鐘を撞く写真と映像が残っていることから、早い時期には 2 代目が据え置かれたと考えられる。

戦後の 1965（昭和 40）年には屋根瓦の葺き替えが行われた。

1983（昭和 58）年 3 月には 2 代目の鐘にヒビが入り、鐘撞きは中止されたが、10 月 4 日には復元再鑄された 3 代目の撞き初め式が西本願寺大谷範子裏方一行 96 名を迎えて行われた。

鐘は毎日朝夕 6 時に入所者により撞かれていた。1989（平成元）年 3 月には電動の自動鐘木に切り替わったが現在も毎朝夕、時を刻み続けている。

恵の鐘周辺には建造物や構築物、石碑が多く存在し、これらは愛生園に由来する比較的古い時代のものである。

周辺には電気・通信関係のアンテナが設置されている。

建造物としての恵の鐘や楼台は良く保存管理されている。周辺の植生もおそらく外部の委託造園業者による剪定を含めて適正に管理されている。



写真 55 光ヶ丘の開拓



写真 56 恵の鐘基礎の造成



写真 57 恵の鐘を礼拝堂から運び、鐘楼へ取り付ける



写真 58 恵の鐘竣工式



写真 59 礼拝堂 2 階から売店、十坪住宅、恵の鐘を望む



写真 60 現在の天理教上（報国農園入り口）から日出地区患者住宅と光ヶ丘を望む



写真 61 愛生学園（中学生）記念写真（恵の鐘にて）



写真 62 愛生会館から汽缶場と光ヶ丘を望む

（２）特徴と課題

開園直後から、無菌地帯としての変わらない機能を保つエリアである。

入所者が直接日常的に現在も利用しているとは言い切れないが、長島愛生園を象徴する施設・エリアであるという意味では稼働施設であり、現状から察するに今後も適正な保存管理がなされると思われる。一方で周辺道路の舗装や手すりに対して、適切なコントロールの及ばない日常管理を越えた現

状変更がなされる可能性がある。適切なコントロールの及ばない修復や滅失、地形の改変がもたらされる可能性もある。

石垣や舗装されていない道路には小規模ではあるが、降雨による破損や土砂の流出が認められる。外部から目につきにくいとりわけ北側及び西側の丘陵部排水溝は破損又は詰まりが多く認められ、内白間から海への排水が適切にできておらず、法面や地面は多くの雨水を貯めていると思われる。

昭和 50 年代までの写真では下の地区から恵の鐘を目視することができるが、現在は樹木が繁茂し目視が出来ない。恵の鐘からの眺望も樹木繁茂により、過去の写真よりも視界が遮られている。

（３）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

稼働施設については現状を維持する。そのほかエリア内に現存する歴史的建造物または工作物については、適切な調査・記録・価値付けが完了するまでは解体せず現状を維持し、老朽化や破損の著しいものについては応急処置に努める。世界文化遺産および国指定史跡としての価値の所在が明らかになった時点で具体的な方針を検討する。

・土地及び樹木の取扱い

地形の保全以外を目的とした土地の形質変更や地形改変を行なわないよう現状維持に努める。

住宅周辺地について、日常の維持管理の範囲内での植生管理（落葉清掃、剪定、枝払い等）を行い、建造物や工作物に影響を及ぼす枯損木や危険木は伐採する。抜根は土地の形状を改変する恐れがあることから基本的には行わない。斜面林については、建造物や工作物、道路等に近接し、安全上支障がある枯損木等の伐採を行う。

地形維持のため、日常管理の範囲内で既存の排水施設の維持や浚渫等を行うとともに、周辺地域の雨水が建造物側に流入する場合には、建造物等の修理や撤去等の方針が決定するまでの間は仮排水施設の設置や洗堀部分の土のうによる養生を検討する。

⑬ 邑久長島大橋エリア

キーワード：本土との架け橋、「人権回復の橋」

**寄与する属性：①（形状・意匠）、②（材料・材質）、③（用途・機能）、
⑤（位置・セッティング）、⑦（精神性・感性）、⑧(resilience)**

（１）来歴

長島と本土を隔てる 22m の瀬溝海峡に橋を架けるという構想は、邑久光明園の前身である外島保養院が 1934（昭和 9）年の室戸台風で壊滅的被害を受け、長島の西部に再興されるにあわせて同院の原田久作院長が持っていたものである。しかし、原田院長は光明園開園日の 1938（昭和 13）年 4 月 27 日に免職され、この構想は実現しなかった。

1968（昭和 43）年頃から邑久光明園及び長島愛生園（以下、「両園」という。）自治会で架

橋についての話し合いが持たれるようになり 1969（昭和 44）年には「歩道橋」を架ける案が光明園当局と自治会で協議された。

1970（昭和 45）年 5 月、邑久光明園で開催された全患協第 17 回定期支部長会議にて邑久支部が提案した「長島架橋について」が各支部の理解と承認を得たが、翌年 1971（昭和 46）年には邑久光明園で架橋実現に向けて中心的に動いた包国（かねくに）好哉会計課長に対して隠微な反対運動が職員・住民の一部から早々に出ることとなる。（後に自治会が架橋完成の祝いの席に故人となった課長の家族を招待したが、その姿は見えなかった。）

1972（昭和 47）年 5 月、両園入所者による長島架橋促進入園者委員会（架橋促進委員会）が結成される。同年 9 月には両園の幹部職員も加わった「職員、入園者合同委員会」が組織される。

1976（昭和 51）年 9 月、台風 17 号と秋雨前線による豪雨災害により両園は死者こそ出なかったものの壊滅的な被害を受け、愛生園への水道管は寸断され自衛隊による給水車が入った。この一件があって入所者は架橋の必要性を痛感する。

1977（昭和 52）年 6 月には厚生労働省から公共事業方式による架橋方針が示されるが、予算負担を求められる岡山県と邑久町（当時）は「地域にメリットが少ない国の施設に予算措置はできない」と難色を示す。

架橋運動のスローガン「人間回復の橋」は第 4 代架橋促進委員長を務めた長島愛生園入所者の島村静雨（1919～1993）のものである。これは、1979（昭和 54）年 5 月に邑久光明園で開催された全患協第 26 回定期支部長会議にて満場一致採択された「長島架橋促進決議」（5 月 11 日付）の中に初めて現れた。

1980（昭和 55）年 10 月、園田厚生大臣（当時）が「①架橋を強制隔離を必要としない証と実施。②1981 年度予算で実施」と確約を明言し、マスコミもこれを一斉に報道した。

1981（昭和 56）年 12 月、岡山県選出の橋本龍太郎衆議院議員（後の内閣総理大臣）が公共事業方式から、厚生労働省直轄事業方式への変更を提案。同月、1982（昭和 57）年度予算に架橋への予備調査費 211 万 7,000 円が計上された。

1983（昭和 58）年 4 月、（財）海洋架橋調査会を含む海洋技術委員会が厚生労働省で開かれ、架橋ルート案が 3 案示される。同年 5 月、厚生労働省と岡山県庁において同時に架橋ルートの発表の記者会見が開かれる。

1984（昭和 59）年 11 月、1985（昭和 60）年度予算に架橋建設予算 1 億 300 万円が計上される。（3 か年計画。1986 年度：3 億 1,900 万円、1987 年度：5 億 200 万円）これらは既存の施設整備費とは別枠の特別予算として計上され、架橋予算が 13 園の施設整備に影響しない形となった。

1985（昭和 60）年 12 月、島側の下部工工事の入札が実施され、アイサワ工業・元浜組共同企業体が落札。鍬入れ式、起工式並びに祝賀会が開催される。

1986（昭和 61）年 12 月、上部工工事（橋本体）の入札が実施され、川鉄鉄構工業（株）（現在の JFE スチール（株））が落札した。兵庫県相生市の川鉄鉄構工業にて作成された橋本体

は、1987（昭和 62）年 10 月 8 日早朝に工場を出航し、深田サルベージ（株）（現在の深田サルベージ建設（株））所有の 1,600 トン吊起重機船（Floating crane-FC）「金剛」にて播磨灘を 60km 運搬された。気象と海象に恵まれて予定より早く正午過ぎには仮泊地の大多府島南西海洋に到着した。虫明湾内の牡蠣筏はこの日の内に湾外へ一時移動した。翌日 10 月 9 日午前 7 時過ぎに仮泊地を出発した船団は 10 時前に巻下げを開始し、11 時 30 分には架設が完了した。架設完了後の桁中心のずれは 8mm で規格値の 30mm を十分に満たし、据付け精度は極めて良好であった。11 月には橋の名称を「邑久長島大橋」とすると厚生省（現厚生労働省）が発表。その一方で同月には橋を渡った長島側への検問ゲート（鉄筋 2 階建）の建設が明るみとなり、両園入所者の意見を二分した。ゲートは撤去され、案内所・案内人を設置することとした。（現在の案内所周辺がロータリー的な地形をしているのは、撤去された検問ゲート用地だったことを示す。）

1988（昭和 63）年 5 月 9 日、邑久長島大橋開通式が行われ、邑久高等学校ブラスバンド部を先頭に両園男女最高齢者 4 名を先頭に渡り初めが行われる。5 月 31 日、虫明港と長島をつないだ民間フェリー「森丸」が最後の運航を行った。1989（平成元）年 3 月には両園開園以来の園船が廃止され、11 月 1 日には両備バスが両園内への乗り入れを開始する。

〔邑久長島大橋（上部工工事）概要〕

（山岡良造他「邑久長島大橋の設計と施工」、川崎製鉄技報、20（1988）4）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/234283/www.jfe-steel.co.jp/archives/ksc_giho/20-4/j20-285-290.pdf

工事名：長島架橋新設工事（上部工工事）

発注者：国立療養所邑久光明園

工事期間：着工 1986 年 12 月 12 日 竣工 1988 年 3 月 15 日

工事場所：岡山県邑久郡邑久町

構造形式：ランガー桁（中央経間）、単純非合成钣桁（側経間）

橋格：1 等級

橋長：20.025m+135.00m+29.975m=185.00m

幅員：7.0m（車道 5.0m、歩道 2.0m）

舗装：アスファルト舗装 厚さ 75mm

床板：鉄筋コンクリート床版 厚さ 180mm

コンクリート設計基準強度： $\sigma_{ck}=240\text{kg/m}^2$

主要鋼材：SS41、SM41、SM50Y、SM53

設計震度：Kh=0.17

鋼重：625t

架設工法：FC による一括吊り輸送および架設

具体的に言及している資料は未発見だが、1988（昭和 63）年 5 月の邑久長島大橋架橋は「らい予防法」が有名無実化していることを決定付け、1996（平成 8）年の同法廃止への端緒を開いたと思われる。

邑久長島大橋架橋前まで光明園と愛生園をつないだ島内道路（二代目光愛道路）は 1949（昭和 24）年に整備され、初代光愛道路（光明園に隣接する愛生園伊良々農園から光明園と愛生園の間の山地の稜線をつなぐ形で通っていた。現地確認未実施。）から引き継がれた。長島架橋に関する両園の打ち合わせ等は該二代目光愛道路を経て行われた。現在の島内道路（三代目光愛道路）は邑久長島大橋架橋に伴い整備された。その過程で、光明園側では木尾湾の一部を埋立て、小・中学校分校や少年少女舎（双葉寮）のある一帯が整備され、収容所や隔離病棟が失われた。豚舎があった丘陵地を突き抜ける形で現在の三代目光愛道路が整備された。愛生園側では船越橋南の官舎地区が駐車場として整備され、船越棧橋対岸（配水池下）の官舎地区を突き抜ける形で道路が通った。

邑久長島大橋架橋に関する運動史（年表を含む）、入所者証言、詩、写真は国立ハンセン病資料館が架橋 30 周年に際して平成 30 年（2018）11 月に発行したブックレット「橋を渡る」にまとめられている。

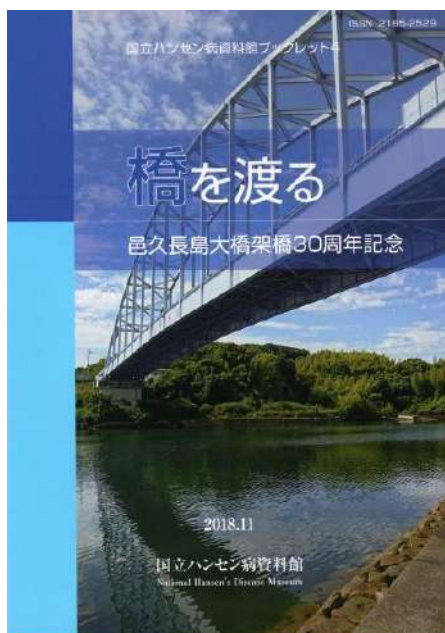


写真 63 国立ハンセン病資料館ブックレット 4 邑久長島大橋架橋 30 周年記念「橋を渡る」

（２）特徴と現状

国立療養所第一号が本土から離れた島に設置された歴史と、物心にわたる隔離からの解放機能を象徴的に保つエリアである。

長島の二つのハンセン病療養所に勤務する職員の足として、療養所機能を維持する物品とサービスを供給し、社会との交流を促進するインフラとして機能している。10 年に一度、両園主催の大規模な架橋記念式典が行われている。次回の架橋 40 周年は、2028（令和 10）年である。

邑久長島大橋の管理及び島側の環境整備は、邑久光明園の所管である。（市道から邑久長島大橋までの道路は、長島愛生園の所管である。）10 年に一度程度の頻度で塗り替え（防錆）が行われていると思われる。日常的なメンテナンスも行われていると思われるが、予算額等は不明である。光

愛道路（法面等を含む。）は両園の境界を境に管理主体が分かれている。大橋の橋桁上に照明がないのは、地元漁協との取り決めによる。（夜間の灯かりは漁業に悪影響を与えるとのこと。）大橋を渡った島側には案内所があり、光明園が委託契約を締結する民間会社が管理をしている。

（３）課題

当面の管理上の課題は見当たらない。両園に療養所機能がある限り、現在の管理運営が踏襲されると思われる。

一方、既述の国立ハンセン病資料館ブックレットには史実がまとめられているが、構築物としての橋に関する資料は、既述の川崎製鉄技報を除いて見当たらない。橋自体は川鉄鉄構工業（株）相生工場で制作されたが、設計図や竣工図がどこまで両園又は自治会に保存されているのか不明である。

また、邑久長島大橋は竣工から 35 年しか経過しておらず、文化財保護法又は他の法律でどのような保護措置をどのタイミングで講ずるべきかが今後の課題である。（法的保護の可能性については（５）記載のとおり。）

（４）エリアの基本方針

・建造物及び工作物の取り扱い

邑久長島大橋は、世界文化遺産登録を目指す「長島のハンセン病療養所群」（仮）のストーリーを伝播する人間回復とレジリエンスのモニュメントとして象徴的である。

一方、今後も療養所としての機能を維持し永続的に訪問者を迎え入れるインフラとして維持するためには、定期的なメンテナンスによる安全性の確保のみならず数十年後には橋梁全体の大規模な保存修理が控えていることも忘れてはならない。よって、将来のこれらを見据えて早い段階から管理者の邑久光明園や地元漁協等と連携を図りながら協議を進めることが求められる。

（５）法的保護の可能性

まず、建造物単体として文化財保護法の国登録有形文化財の登録基準はおおむね築 50 年を経過している必要があるため、2038（令和 20）年まではこれに届かない。（もっとも、国登録有形文化財では世界文化遺産の資産（プロパティ）に求められる法的保護の水準に達しないのは周知のとおりである。）

次に、長島愛生園の国指定史跡の構成要素としてこれを含める点については土地を指定する国指定史跡において、海域上部に存在する建造物であること、長島愛生園と物理的に離れていることから可能性が低い。

そこで、文化財保護法以外としては自然公園法、景観法、都市計画法が候補となるが、これらの法律は、直接文化財の価値を保護することを目的としないため世界文化遺産の資産（プロパティ）の保護としては不十分な可能性もある。今後の調査研究課題とされたい。

・自然公園法（瀬戸内海国立公園）

同法は、陸域と海域で保護体形を異にしている。そもそも邑久長島大橋が存在する地点が同法上、

陸域か海域か判断できないが、現在長島の陸域は瀬戸内海国立公園の地区には編入されていない。周辺海域は最も規制の緩い「普通地域」である。同法上、邑久長島大橋が陸域だとすれば現在の景観を極力維持する必要のある区域として「第2種特別地域」以上の地区への編入により保護を図れる可能性がある。（大島青松園は「第2種特別地域」に編入されており、前例がある。）

・景観法

長島全域は瀬戸内市景観計画の「景観計画区域」に含まれるため、「景観形成重点区域」への格上げで保護を図れる可能性がある。

・都市計画法

長島の所在する瀬戸内市域は全域が都市計画区域外であるため、本法律及び関連法令は適用されない。

⑭ その他の陸域エリア / ⑮ 周辺海域

世界文化遺産という制度上、国指定史跡としての保護が想定できない陸域と国指定史跡としての保護が不可能な周辺海域を緩衝地帯として法的に保護し、景観保全と開発圧力を抑制する対策が求められる。NPO では「ロードマップ 2020 年度進捗管理・学術調査報告書」にて、緩衝地帯を長島周辺 1 キロメートルと仮に設定して、保護の可能性を以下の表のとおり取りまとめている。本書では景観法及び自然公園法についてその可能性を述べる。

資産（プロパティ）	緩衝地帯（ロードマップ上、長島周辺 1 キロメートルを範囲として仮設定）		
長島のハンセン病療養所群	長島 (国指定史跡の周辺)	海域	本州陸地
景観形成重点地区（瀬戸内市景観条例・景観法）			
国指定史跡 (文化財保護法) (及び文化財保護法以外の法令による保護)	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 特別条例（県・市）	【現状】普通地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市） 及び 港湾海洋関連（法・条例）	第2種・第3種特別地域（自然公園法） 又は 重要文化的景観（文化財保護法） 又は 特別条例（県・市）

※景観形成重点区域指定（瀬戸内市景観条例・景観法）が重要文化的景観選定（文化財保護法）の前提となる。

※景観形成重点区域指定（瀬戸内市景観条例・景観法）は国指定史跡（文化財保護法）及び国立公園（自然公園法）とは別の制度である。重点地区内が国指定史跡又は国立公園に指定・編入された場合には、文化財保護法又は自然公園法の諸規定が適用される。

・景観法

長島は全域が景観法による「景観計画区域」に含まれていることから、緩衝地帯を設定した場合、景観法による保護の適用が可能と考えられる。しかし、現状の「景観計画区域」のみでは緩衝地帯の法的担保とするには弱い。また瀬戸内市景観計画は、「歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域」を「景観形成重点区域」と位置づけ、市域の２ヶ所が設定されている（「備前福岡景観形成重点区域」・「牛窓眺望景観形成重点区域」）。長島はその文化的、歴史的背景から市域の他の２地域同様、良好な景観形成が特に必要であると考えられることから、「景観計画区域」から「景観形成重点区域」への格上げで緩衝地帯としての保護が図れる可能性がある。その際には、長島からの眺望景観及び長島への眺望景観を含めた一体的な眺望景観の保全が重要であるため、長島内（恵の丘、納骨堂、邑久長島大橋等）や長島外（北側対岸）に視点場を設定し、それらからの眺望を保全するという案が考えられる。

もともと、「景観形成重点区域」でカバーできる範囲は瀬戸内市域であるため、対象となるのは長島と長島の北側対岸一部の範囲である。北側対岸一部の範囲は備前市である。

更に、今後の調査や協議により現在 NPO が想定している長島周辺１キロメートルの緩衝地帯範囲を拡大する必要性が認められた場合には、他市のみならず他県（兵庫県・香川県）にもその範囲が及ぶため、これらの景観条例等でカバーする必要がある。このような行政界をまたぐ広域の眺望景観の保全を考える場合、自治体を超えた連携が必須となる。

・自然公園法（瀬戸内海国立公園）

海域における区域は「普通地域」と「海域公園」の２種類のみである。

長島周辺の海域は現在、瀬戸内国立公園の「普通地域」であり、一定の行為に対して届出のみが必要のため緩衝地帯を保護するには弱い。一方、海域部において最も保護レベルが高い「海域公園」は、該海域内に保護すべき重要な海産資源や海底地形等が所在する際にその景観を保護すべく指定されるものであり、長島周辺の海域にはこれら資源や地形等は認められない。よって、自然公園法では長島周辺海域を現状の「普通地域」以上に保護するのは不可能である。

掲載写真図面一覧

No.	名称（仮）	資料名称	年（仮）	所蔵
図 07	愛生園上水道敷設略図	非公開	1954.9.1	愛生誌編集部
写真 01	配水池から愛生園を望む	〃	1932 以前	歴史館
写真 02	配水池から愛生園を望む（官舎からの階段あり）	〃	1935 以前	歴史館
写真 03	配水池完成記念か	〃	戦前不詳	歴史館
写真 04	園内上水道開通	〃	戦前不詳	歴史館
図 08	配水地詳細図	〃	1928.7.25	歴史館
図 09	島内医員官舎 1 号 2 号 3 号 共二枚内二	〃	1929.2.15	歴史館
写真 05	1 号官舎（園長官舎）と 2 号 官舎（事務部長官舎）	〃	1976.9 以前	歴史館
写真 06	官舎と配水池をつなぐ階段から 官舎と愛生園を望む	〃	戦後不詳	歴史館
写真 07	官舎と配水池をつなぐ階段から 官舎と手影島、恩賜記念館、 愛生会館、ロザリオ教会を望む	〃	1953.9 以降	歴史館
写真 08	船越栈橋と対岸の二代目光愛 道路上に存在した官舎（現在 は石垣が残る）	〃	戦後不詳	歴史館
写真 09	光風荘（来客者宿泊所）にて 集合写真（現在の幼稚園東、 石垣の空き地）	〃	1949.3.25 以降	歴史館
写真 10	未感染児童保育所（楓蔭 寮）（写真はがき）	〃	1935 頃	歴史館
写真 11	未感染児童（船越にて）	〃	戦前不詳	歴史館
写真 12	未感染児童保育所（楓蔭 寮）	〃	1935 頃	歴史館
写真 13	患者と未感染児童の面会	〃	戦後不詳	歴史館

No.	名称（仮）	資料名称	年（仮）	所蔵
写真 14	配水池から愛生園を望む	非公開	1941.10 以前	歴史館
写真 15	官舎、船越、愛生園全景（空中写真）	〃	1955 頃	歴史館
写真 16	記念写真（事務本館にて）	〃	1939.8.25 以前	歴史館
写真 17	船越棧橋と来園者（開園直後か）	〃	1932.5.20 以前	歴史館
図 10	納骨堂新築工事（平面・姿図）	〃	1934.5.1	歴史館
写真 19	納骨堂建設中	〃	1932.2～1934.5	歴史館
写真 20	納骨堂建設中（園幹部と入所者）	〃	1932.2～1934.5	歴史館
写真 21	火葬場	〃	1938.10.3 以降	歴史館
写真 22	内白間浜に収容される患者	〃	1939 以前	歴史館
写真 23	患者収容棧橋（木製橋桁）	〃	1939～1955 頃	歴史館
写真 24	収容棧橋から社会復帰する入所者	〃	1955 頃以降	歴史館
写真 25	内白間浜の清掃（収容棧橋付近からの収容所と多摩寮）	〃	1951.3.31 以降	歴史館
写真 26	監房（建築直後か）	〃	1960 頃	歴史館
写真 27	収容所内	〃	不詳	歴史館
写真 28	患者住宅十六棟（写真はがき）	〃	1930 頃	歴史館
写真 29	現在の霊安解剖室付近から東を望む（重病舎（金星・木星）、恩賜寮、十坪住宅）	〃	1943 頃	歴史館

No.	名称（仮）	資料名称	年（仮）	所蔵
写真 30	現在の十坪住宅第四千代田 付近から南西を望む（重病者 （金星・木星）、治療室、試 験室、官舎）	非公開	戦前不詳	歴史館
写真 31	現在の旧日出浴場北から患者 住宅（かささぎ、かわせみ、せき れい、白鳥）とプールを望む	〃	1934 頃	歴史館
写真 32	礼拝堂（現在の望潮台地 区）から日出地区患者住宅を 望む	〃	1937 頃以降	歴史館
写真 33	現在の天理教上（報国農園 入口）附近から日出地区患者 住宅を望む	〃	1937 頃以前	歴史館
写真 34	現在の天理教上（報国農園 入口）附近から日出地区患者 住宅を望む	〃	1937 頃以降	歴史館
写真 35	現在の光ヶ丘東から日出地区 不自由者棟と曙団地を望む	〃	1980 頃	歴史館
図 11	虫明長嶋塩浜絵図	〃	文政 13（1830）	歴史館
写真 36	長島カトリックザリオ教会	〃	1953.8.22 以降	歴史館
図 12	長島教会新築工事 位置図 建物一般図	〃	1953.4	歴史館
写真 37	達磨堂修証道場	〃	1953.9.15 以降	歴史館
写真 38	長島神社参道	〃	1935.8.30 以降	歴史館
写真 39	単立曙教会	〃	1949.12.10 以降	歴史館
写真 40	官舎と配水池をつなぐ階段から 官舎と長島神社、恩賜記念 館、汽缶場を望む	〃	不詳	歴史館

No.	名称（仮）	資料名称	年（仮）	所蔵
写真 41	山陽高女寮寄贈式	非公開	1936.10.24	歴史館
写真 42	少年農園東から、愛生グラウンド、愛生学園、新良田治療分室、少年少女舎を望む	〃	1957.3.31 以降	歴史館
写真 43	整備が進む曙団地	〃	1977.12	愛生誌編集部
写真 44	現在の光ヶ丘東から日出地区不自由者棟と曙団地を望む	〃	1980 頃	歴史館
写真 45	望ヶ丘での運動会（望ヶ丘団地造成前）	〃	1978 又は 1979	歴史館
写真 46	整備が進む望ヶ丘団地	〃	1985.1	愛生誌編集部
写真 47	乳牛を世話する入所者	〃	不詳	歴史館
写真 48	豚の親子	〃	不詳	歴史館
写真 49	鶏舎	〃	不詳	歴史館
写真 50	新良田寮舎と邑久高等学校新良田教室校舎	〃	1960 頃	歴史館
写真 51	邑久高等学校新良田教室授業風景（音楽）	〃	1955.9 以降	歴史館
写真 52	邑久高等学校新良田教室講堂	〃	1964.5.14 以前	歴史館
図 13	高等学校増築其他工事 31/36	〃	不詳	歴史館
写真 53	造成中の相愛溜池	〃	1943.7.20 以前	歴史館
写真 54	造成中の相愛溜池	〃	1943.7.20 以前	歴史館
図 14	相愛新設道路平面図（500 分の 1）	〃	1942.11	歴史館

No.	名称（仮）	資料名称	年（仮）	所蔵
写真 55	光ヶ丘の開拓	非公開	1935.11.20 以前	歴史館
写真 56	恵の鐘基礎の造成	〃	1935.11.20 以前	歴史館
写真 57	恵の鐘を礼拝堂から運び、鐘楼へ取り付け	〃	1935.11.20 以前	歴史館
写真 58	恵の鐘竣工式	〃	1935.11.20	歴史館
写真 59	礼拝堂 2 階から売店、十坪住宅、恵の鐘を望む	〃	戦前不詳	歴史館
写真 60	現在の天理教上（報国農園入り口）から日出地区患者住宅と光ヶ丘を望む	〃	1940 頃	歴史館
写真 61	愛生学園（中学生）記念写真（恵の鐘にて）	〃	不詳	歴史館
写真 62	愛生会館から汽缶場と光ヶ丘を望む	〃	1980 頃	歴史館
写真 63	国立ハンセン病資料館ブックレット4 邑久長島大橋架橋30周年記念「橋を渡る」	ISSN 2185- 2529	2018.11	国立ハンセン病資料館

【参考資料】本文中に記載なきものは以下のとおりである。

- ・長島愛生園入園者自治会『隔絶の里程-長島愛生園入園者五十年史-』、日本文教出版、昭和 57 年
- ・長島愛生園入園者自治会『曙の潮風-長島愛生園入園者自治会史-』、日本文教出版、平成 10 年
- ・岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会・ハンセン病問題関連史料調査専門員『長島は語る 岡山県ハンセン病問題関係資料集・前編』、岡山県、平成 19 年
- ・岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会・ハンセン病問題関連史料調査専門員『長島は語る 岡山県ハンセン病問題関係資料集・後編』、岡山県、平成 21 年
- ・邑久町史編纂委員会『邑久町史 通史編』、瀬戸内市、平成 21 年
- ・国立療養所長島愛生園『長島愛生園年報（昭和 6 年～昭和 33 年）』
- ・国立療養所長島愛生園『（20・30・40・50・60・70・80・90 周年）記念誌』
- ・長島愛生園慰安会・国立療養所長島愛生園等『愛生（昭和 6 年～）』
- ・国立療養所長島愛生園『写真画報 長島愛生園』、昭和 29 年』
- ・その他（非公開）